

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻

平成24年6月

北海道大学

目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	22
	第4章 成績評価及び修了認定	29
	第5章 教育内容等の改善措置	39
	第6章 入学者選抜等	41
	第7章 学生の支援体制	51
	第8章 教員組織	58
	第9章 管理運営等	75
	第10章 施設、設備及び図書館等	81
	第11章 自己点検及び評価等	87

## I 現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名  
北海道大学大学院法学研究科・法律実務専攻
- (2) 所在地  
北海道札幌市
- (3) 学生数及び教員数(平成24年5月1日現在)  
学生数：177名  
教員数：21名（うち実務家教員6名）

### 2 特徴

#### 〔沿革〕

北海道大学（以下「本学」という。）法学部は、昭和28年に法経学部から分離・独立し、講座数を拡充した後、昭和49～52年に教育部36教育科目、研究部4部門12研究科目、入学定員220名に改組拡充した。研究部の設置と教授・助教授54名という教員定員は、当時全国の法学部の中でトップクラスの質と規模の教授陣を可能とし、その後の幅広い専門分野の先端的な研究を基礎とする充実した教育の基礎になった。

昭和60年代以後は大学院の整備を進め、平成4年に2年制の専修コースを新設、平成12年には大学院重点化し、入学者数を倍増した。この際、研究部を改組して、高等法政教育研究センターを設立し、研究と教育の有機的連携体制を強化した。

#### 〔本学・本研究科の伝統〕

本学は、北海道開拓使札幌農学校の開校当初から、常に広く全国から有為の人材を集め、最先端の近代教育によって優秀な卒業生を全国に送り出してきたが、それと同時に、地域と密接な連携を持ち、北海道開発に関わってきた。本学法学部も、創設以来、常に入学者の半数前後を北海道外から受け入れ、卒業生の多くを全国に送り出してきたが、同時に、地域と密接な連携を持ち、その発展に貢献してきた。

この「教育の地方分権」的機能は本学・本研究科の地理的特色によるが、教員と学生の親密な関係に基づく少人数演習を重視した法学教育も、この伝統の一環をなすものであり、大規模地方都市に所在する基幹大学という特性を基礎にしている。

このような教育によって、本学大学院法学研究科・法学部は、産業界・官界とともに司法界に多くの人材を輩

出してきた。司法試験の合格者数は、平成8年から平成17年までの10年間で129名、新司法試験開始後の平成18年から平成23年までの6年間では、新司法試験の合格者280名、旧司法試験の合格者38名である。

本研究科は、研究部、そして高等法政教育研究センターによって研究活動と教育の有機的な連結を図ってきた。現在、本研究科は、科学研究費等による最先端の研究を全国の法学部の中でも特に積極的に推進しており、とりわけ、平成15年度より推進してきた21世紀COEプログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」によって、我が国の知的財産法をリードする研究拠点となってきたところであり、また、その後引き続いて採択されたグローバルCOE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」(平成20～24年度)では、より多方面にわたる法学・政治学分野における国際的研究拠点を形成している。

法科大学院の教育は常にこれらの研究活動の成果を取り入れており、上記グローバルCOEの研究活動には、法科大学院生も様々な形で参加している。

#### 〔法科大学院教育の特色〕

本法科大学院の21名の専任教員が法曹としての基礎力と応用力を確実に養成し、さらに32名の兼担・兼任教員が、幅広い分野の研究を踏まえた学際的あるいは先端的領域での教育を展開し、変化する社会で活躍できる発展力を養成する。また、本法科大学院の教育は、上に述べた本学・本研究科の伝統を継承して、次のような特色を有している。

- ①全国の法曹志望者に開放された法科大学院を目指し、ウェブサイトでの情報公開・PRに努め、東京試験会場の開催、首都圏でのエクスターンシップを実施している。
- ②実務法曹との連携による実務法教育の開発・実施を重視し、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と協議を行い、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップを実施している。
- ③少人数教育体制を確保し、双方向的・多方向的授業・文書作成指導を重視した質的にも個々の学生に応じた指導を実施している。
- ④基本・先端・学際的各分野において、より高度な知識・理解を求める者は、報告準備のための指導を受けられるよう配慮している。

## II 目的

〔教育上の理念・目的〕

司法制度改革審議会意見書が指摘するように、グローバリゼーションの中で、日本社会の様々な領域において法の果たすべき役割が拡大し、また、それぞれの分野で事前の行政規制よりも事後の司法チェックが重要になり、社会の高度化のゆえにより高度な専門知識が必要になっている。このような新しい社会状況において、すべての法曹は、専門法曹としての基礎的能力とともに、変容する社会からの高度な要請に応えうる応用力・発展力を持たなければならない。法科大学院は、この様々な社会領域の要請に応えうる多様な法曹を養成しなければならない。また、司法制度改革によって従来の司法研修所教育の一部を引き受けることになった法科大学院は、法学の基礎力の上に、法実務の基礎を修得させなければならない。

〔養成しようとする法曹像〕

以上から、21世紀の法曹は、次のような能力・資質を備えていなければならないと考える。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

これらのうち、(i) (iii) (iv) (v) (vi) は法曹のコモンベーシックをなす「基礎力」であり、(ii) (vii) (viii) は、各人がそれぞれの方向で法曹としての付加価値を高める「発展力」である。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育の理念及び目標

##### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育の理念及び目標

##### 基準 1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1-1-1 に係る状況)

北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻（以下「本法科大学院」という。）は、高度な専門性と幅広い視野、そして人権感覚と倫理性を身につけた法曹の養成を目標に設置された。現代日本における各種の規制枠組みが、主として行政官庁による事前規制から司法機関による事後審査・事後的チェックに移行しつつあることは、司法制度改革審議会意見書でも指摘されたとおりであるが、司法がその役割を十分に果たすには、その担い手となるべき人材の増大が不可欠の課題である。そのためには、上記のような能力を身につけた質の高い法曹を養成することが求められている。

以上の観点から、本法科大学院は、次のような能力・資質を備える法曹の養成を教育理念・目標として掲げることとした。

- (i) 基本的法分野における体系的で深い理解
- (ii) 先端的・応用的法分野における専門的知識
- (iii) これらの知識を実践の場で使いこなす実践的知識
- (iv) 柔軟で創造的な思考力
- (v) 交渉能力と説得能力
- (vi) 人権感覚・倫理性
- (vii) グローバル化のなかでの比較法的知識と語学力
- (viii) 他の専門分野に対する理解能力

このような資質・能力を備えた法曹を養成するため、本法科大学院では、次のような体系的で一貫した施策を実施する。

- ① 上記 (i) ～ (viii) の資質・能力を進展しうる人材を発掘するために、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに則り、入試制度を工夫する。これは、本法科大学院の教育理念に則った教育を行う前提となっている。
- ② そのようにして得られた人材に対して、上記の能力・資質が身に付くように構想された体系的かつ実践的な教育プログラムを提供する。
- ③ 組織的・系統的なファカルティ・ディベロップメントなどを通じて、提供する教育の質を維持しつつ、更に向上させるべく、努力を怠らない。
- ④ 厳格な成績評価によって、本法科大学院修了生の質を確保する。
- ⑤ きめ細かな修学指導などを通じて学生の勉学意欲を喚起するとともに、学修環境の整備・改善の努力を重ねる。

以上のような施策を実施することにより、質の高い法曹を社会に輩出するよう努める【解釈指針1-1-1-1】。

上記の教育の理念・目標は、毎年度初めに配付される『学生便覧・講義要領』を通じて学生に周知されており、また、定期試験に際して開催される「成績判定会議」など事あるごとに、教員間でも確認されている。更に、本法科大学院の教育理念は、ウェブサイトにおいても公表されているところである【解釈指針1-1-1-2】。

《別添資料1「大志ある法曹をめざして」2～3頁》,《別添資料2「教育プログラム」平成24年度学生便覧（法科大学院）2～5頁》,《別添資料3本法科大学院ウェブサイト「教育理念と特色」》

**基準 1-1-2**

**教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

(基準 1-1-2 に係る状況)

本法科大学院で養成されるのは、コモンベーシックを身につけ、かつ、それぞれの方向において付加価値を持った法曹である。その付加価値の方向としては、主として2つのものを想定している。

第1は、先端的なビジネス部門を得意とする法曹である。グローバル化及び企業活動のコンプライアンス重視と相まって、ビジネスには今後ますます法が浸透するものと予想されるし、今般の司法制度改革には経済界からの要請に基づく側面もあった。本法科大学院は、このような要請に対応する法曹の養成を目指している。本学は既に知的財産法分野における研究・教育拠点として世界的にも高い評価を受けており、21世紀 COE プログラム「新世代知的財産法政策学の国際拠点形成」及びこれに続くグローバル COE「多元分散型統御を目指す新世代法政策学」において、実務的にも応用可能な最先端の研究成果が豊富に生産されており、本法科大学院の授業においてもこれらの成果が十分に活かされるように配慮されている。

第2は、市民生活に密着した法曹である。司法制度改革審議会意見書が目指す、法の行き届いた社会を実現するには、このような法曹の存在が不可欠であり、またいわゆる司法過疎の解消で求められているのも、この種の法曹である。とりわけ、本法科大学院では、先端・発展プログラムの共通科目として「司法制度論」という授業科目を展開しており、地域における司法や権利の問題状況を具体的に理解させ、市民にとって身近な法曹としてのあり方を考えさせることを通して、このような法曹の養成に努めている。

このような法曹養成を実現するための教育内容として、次のような工夫を施している。

- ① まず、法曹としてのコモンベーシックを確保するための教育プログラム（基礎プログラム、深化プログラム、法実務基礎プログラム）を展開している。
- ② 次に、法曹としての付加価値を高めるための教育プログラムとして、先端・発展プログラムを用意し、知的財産法、企業法務などの先端ビジネス部門と環境法、医療訴訟などの生活関連部門という2つの部門を設けている。
- ③ ビジネス部門・生活関連部門のいずれにおいても、そこで活躍する法曹には、基礎法学や政治学はもとより、経済学や社会学等の幅広い知見が求められることがある。そこで、本法科大学院では、学際プログラムを設け、このような学際的な教育について多彩で豊富な科目を提供している。
- ④ グローバル化が進展する現代社会では、ビジネスにおいては当然のこと、消費生活や娯楽の世界においても国際的なつながりが深まり、そこでの法的紛争も増加している。そこで、先端・発展プログラムの中に、国際取引法や国際人権法など、主に国際的な法律問題を扱う共通科目群を用意している。

上記の各プログラムにおいて、本法科大学院の教育理念に沿った授業を展開し、多数の学生が履修し単位を修得している。実務関連科目も、札幌弁護士会の全面的かつ組織

的な支援を得て、充実した授業を展開している。そのため、全体として、学生の満足度も高い。《別添資料45「法科大学院授業アンケート集計結果」》

平成23年度本法科大学院修了者数は78名、留年者数は2名である。修了判定時の成績は概ね良好である。また、平成23年は、160名（前年144名）が司法試験を受験し、122名（前年125名）が短答式試験に合格し、最終合格者数は48名（前年62名）であり、合格率は高い水準で維持されている。最終合格者全員は、現在、司法研修所において実務研修を受けている。

本法科大学院の教育目的の達成度は、長期的な視点から修了生の実務家としての活動状況を具体的に把握しなければ判断できない面があるものの、修了者数・留年者数、修了判定時の成績、司法試験の短答式試験合格者数・最終合格者数等から判断する限り、本法科大学院は、その養成しようとしている法曹像に適った教育を実施し、その成果を達成できているものと考えている。本法科大学院出身の司法試験最終合格者は既に、札幌をはじめとして全国各地で法曹として活躍している。

《別添資料4「開設授業科目一覧（別紙様式1）」》、《別添資料5「平成24年度法科大学院開講科目一覧」平成24年度講義要領（法科大学院）1～4頁》、【解釈指針1-1-2-1】



## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

修了者数・留年者数，修了判定時の成績，司法試験の短答式試験合格者数（平成 22～23 年）及び最終合格者数（同）から判断する限り，本法科大学院は，その養成しようとしている法曹像に適った教育を実施し，かつ，その成果を着実に上げているといえる。

### (2) 課題等

最終合格を果たせない修了生も少なからず存在している。更なる合格率の向上や，必ずしも法曹とならない修了生の進路等の支援体制をより充実させる必要がある。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

本法科大学院は、理論的教育と実務的教育を有機的・効果的に実施するため、以下の(1)～(5)の5つの教育プログラムを提供している。

##### (1) 基礎プログラム

3年課程向けの授業科目として、法律基本科目に関する基礎的知識を修得させるプログラム。

##### (2) 深化プログラム

基礎プログラムで修得した基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させるプログラム。

##### (3) 法実務基礎プログラム

法曹のあり方や社会的役割を考え、法曹が持つべき社会感覚や倫理感覚を磨くとともに、理論と実務の架橋となるべきプログラム。このプログラムでは、法曹に必要な基礎能力(リテラシー)や調査能力(外国法を含む)の獲得も追求する。

##### (4) 先端・発展プログラム

知的財産法や環境法などの先端的法分野について深い専門知識を修得させるとともに、労働法、社会保障法など法律基本科目に対する関係で応用的・発展的な専門知識を修得させるプログラム。

##### (5) 学際プログラム

基礎法学や政治学等の知見を修得し、法現象を複眼的・学際的に眺める資質を高めるとともに、更にそれらの知見を法実践にも活かす能力の涵養を目指したプログラム(前述のとおり、教育的視点から、先端ビジネス部門、生活関連部門、共通科目という3つの分野に系統的に大別されている)。

(1)～(3)はコモンベーシックの確保を目指したプログラムであり、(4)(5)は法曹としての付加価値を高めるためのプログラムである。これらのうち、(2)(3)は、従来の法学部教育と違って、専門法曹養成のための高度な専門的知識とその応用力の有機的な修得を目標とする。これに対し、法学未修者に対する(1)は、従来の法学部専門教育と基本的に内容が重なるが、訴訟等における法の実際の機能を踏まえて教育する。他方、(4)(5)では、(1)(あるいは法学部専門教育)と(2)(3)で

修得した法的専門知識を更に高度化させて専門性を高めることを目標とし、あるいは修得した法的専門知識を法学以外の知識と関連させて視野を広げることを目標とする。

以上(1)～(5)の教育プログラムでは、双方向的ないし多方向的授業を実施する。本法科大学院では、従来のように、授業を一方向的な講義方式で行うのではなく、講義においても適宜確認の質問を行い、あるいはレポート等の文書を作成・提出させることで、学生の理解度をチェックするなどして、双方向的で、対話を盛り込んだ授業展開を図っている。このような教育手法を用いることによって、学生が修得した法的専門知識の応用力、分析力、表現力を体得させる。これによって、法科大学院修了以後に予定される司法試験、司法修習に向けた基本的な準備態勢が整えられることになる。《別添資料2「Ⅱ 教育プログラム」,「教育方法」平成24年度学生便覧(法科大学院)2～5頁》,《別添資料7「各科目の担当教員」平成24年度学生便覧(法科大学院)15～18頁》,《別添資料6「大志ある法曹をめざして」4～5頁》,【解釈指針2-1-1-1】、【解釈指針2-1-1-2】

**基準 2-1-2 : 重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本法科大学院の教育課程では、次のような授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目として、第1学年(3年課程1年次)の基礎プログラムにおいて17科目、第2学年及び第3学年の深化プログラムにおいて12科目を開設する。基礎プログラムの憲法2科目、行政法2科目、民法4科目、商法3科目、民事訴訟法2科目、刑法2科目、刑事訴訟法2科目は、法律学の基礎を理解させるものである(なお、2年課程に入学した者は、以上の科目の履修を免除される)。

また、深化プログラムの公法事例問題研究3科目、民事法事例問題研究4科目、商事法事例問題研究2科目、刑事法事例問題研究3科目は、基礎プログラムで修得した基礎知識を事例問題の検討を通して深化させるとともに、具体的な法律問題を解決する力を養う。以上の科目により、法律実務に必要な基本的な知識と能力を修得させる。【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 法律実務基礎科目(本法科大学院では法実務基礎プログラムという)は、第2学年及び第3学年の配当科目として開設している。法曹倫理Ⅰ・Ⅱ、民事実務演習A・B、刑事実務演習A・B・C、ローヤリング＝クリニックA・Bは、実務家教員が担当する(法曹倫理は弁護士、民事実務演習は裁判官及び弁護士、刑事実務演習は検察官、弁護士及び裁判官)。これらの授業科目では、実例に基づいた教材を用いて、実際の手続に即した授業をしている。【解釈指針 2-1-2-2】

特に刑事実務演習では、A・B・C3科目の履修者が合同で模擬裁判を行うことによって、刑事裁判の実際を可能な限り体験的に理解できるように工夫されている。(なお、刑事実務演習Cは、平成24年度入学生の最終学年に展開される科目である関係上、シラバスには記載されていない。実質的には、現行の刑事実務演習Bのうち、裁判官が担当する科目がこの科目に対応する。)

また、ローヤリング＝クリニックでは、弁護士教員により、札幌弁護士会の法律相談センターにおいて法律相談実務の訓練を行っている。

更に、エクスターンシップ(1単位)においては、東京所在の法律事務所及び札幌弁

護士会の全面的な協力の下、毎年30名以上の履修希望者のすべての研修を受け入れてもらっている。更に、法情報学では様々な法情報へのアクセス・検索の仕方を教える。

以上によって、法律実務に必要な基礎知識を与え基礎能力を涵養している。なお、以上の授業の多くは、札幌弁護士会法科大学院支援委員会との密接な協力関係の下に実施している。

(3) 基礎法学・隣接科目として、学際プログラムの15科目を展開している。人間や社会に対する関心を広げ、かつ理解を深めるための幅広い科目の展開を確保している。一部の科目は隔年開講とされているが、前年度中に次年度の開講ないし不開講を担当教員に照会するとともに、その結果を学生に掲示によって周知することで、学生の履修計画の便宜を図っている。また、その際にも、在学中に必ず履修する機会が確保されるように調整している。【解釈指針2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目は、先端・発展プログラムの〈先端ビジネス部門〉18科目、〈生活関連部門〉13科目、〈共通科目〉8科目、〈部門共通科目〉1科目、計40科目を展開している。それらは、租税法、環境法、情報法などを含み、社会の多様な新しいニーズに応え、応用的先端的な法領域の基礎的な理解を与える。とりわけ、知的財産法は、本法科大学院の特色として、6科目・計12単位を展開している。【解釈指針2-1-2-4】

《別添資料4「開設科目一覧（別紙様式1）」》、《別添資料8「履修要件及び教育プログラム」平成24年度学生便覧（法科大学院）1～4頁》、《別添資料9「平成24年度講義要領シラバス」講義要領5～130頁》

更に、3年課程の学生に対しては、単位修得を要件としない課外の授業科目として「民事法基礎ゼミ」及び「刑事法基礎ゼミ」が開設されている。これは、民法及び刑法の基本的な事例問題に関するレポートの提出を求め、これに対して実務家教員（非常勤講師）である弁護士が、採点・添削指導するとともに、演習形式で解答案について講評並びに問題点の解説等を行うものである。これらの科目は、通年で10問（民事法7問、刑事法3問）の問題について順次出題・演習授業が展開される。このような学修を通して、法律文書に馴れていない法学未修者が早期に法文書作成に求められる基本的技法を習得することが期待できる。

《別添資料9「平成24年度講義要領シラバス」講義要領32～35頁》

**基準 2-1-3 : 重点基準**

**各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。**

(基準 2-1-3 に係る状況)

本法科大学院の教育課程では、次のような授業科目を開設している。

(1) 法律基本科目として、基礎プログラムにおいて、憲法 I・II, 行政法 I・II, 民法 I～IV, 商法 I～III, 民事訴訟法 I・II, 刑法 I・II, 刑事訴訟法 I・II, 深化プログラムにおいて憲法及び行政法に係る事例問題を扱う公法事例問題研究 I～III, 民法及び民事訴訟法の実例問題を扱う民事法事例問題研究 I～IV, 商法の実例問題を扱う商法事例問題研究 I・II, 刑法及び刑事訴訟法の実例問題を扱う刑事法事例問題研究 I～III が開設されている

(2) 法律実務基礎科目(法実務基礎プログラム)は、第2学年及び第3学年の配当科目として開設されている。法曹倫理 I・II, 民事実務演習 A・B, 刑事実務演習 A・B・C, ローヤリング＝クリニック A・B は、実務家教員が担当する(法曹倫理は弁護士, 民事実務演習は裁判官及び弁護士, 刑事実務演習は検察官, 弁護士及び裁判官)。これらの授業科目では、実例に基づいた教材を用いて、実際の手続に即した授業をしている。

特に刑事実務演習では、A・B・C 3 科目の履修者が合同で模擬裁判を行うことによって、刑事裁判の実際を可能な限り体験的に理解できるように工夫されている。また、ローヤリング＝クリニックでは、弁護士教員が、札幌弁護士会の法律相談センターで法律相談実務の訓練をしている。

更に、エクスターンシップ(1 単位)においては、東京在住の法律事務所及び札幌弁護士会の全面的な協力の下、毎年 30 名以上の履修希望者のすべての研修を受け入れてもらっている。

(3) 基礎法学・隣接科目として、学際プログラムには 15 科目を開設する。人間や社会に対する関心を広げ、かつ理解を深めるための幅広い科目の展開を確保している。

(4) 展開・先端科目は、先端・発展プログラムの〈先端ビジネス部門〉18 科目、〈生活関連部門〉13 科目、〈部門共通科目〉1 科目、〈共通科目〉8 科目、計 40 科目を展開している。それらは、租税法、環境法、情報法などを含み、社会の多様な新しいニーズに応え、応用的先端的な法領域の基礎的な理解を与える。とりわけ、知的財産法は、本法科大学院の特色として、6 科目・計 12 単位を展開している。

《別添資料 8 「履修要件及び教育プログラム」平成 24 年度学生便覧(法科大学院) 1～4 頁》, 《別添資料 10 「北海道大学大学院法学研究科規程別表第 2 (第 19 条関係)」平成 24 年度学生便覧(法科大学院) 79～81 頁》

以上のとおり、各授業科目は適切な科目区分にしたがって開設されており、また、特に科目数の多い展開・先端科目については、体系的な履修を促すべく、部門分けもしている。【解釈指針 2-1-3-1】

**基準 2-1-4 : 重点基準**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

学生は、基本的に3年課程の第1学年(1年次)に基礎プログラムを履修し、同課程の第2学年(2年次)・第3学年(3年次)、あるいは、2年課程の1年次・2年次に、深化プログラム及び法実務基礎プログラムを履修するように学年配当されている。その他のプログラムについては、可能な限り1年次から3年次のいずれにおいても履修可能なように配当されている。

進級要件として、3年課程の場合、2年次への進級には28単位以上、3年次への進級には56単位以上(うち、基礎プログラムにつき、28単位以上)、2年課程の場合、第3学年(2年次)への進級には28単位以上単位取得していることが必要とされる。

3年課程の1年次では、春学期に、憲法Ⅰ、民法Ⅰ、刑法Ⅰ、夏学期に、憲法Ⅱ、民法Ⅱ、商法Ⅰ、刑法Ⅱ、秋学期に、行政法Ⅱ、民法Ⅲ、商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ、刑事訴訟法Ⅰ、冬学期に、行政法Ⅱ、民法Ⅳ、商法Ⅲ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱを履修する。深化プログラムは、第2学年において、各法律基本科目の進行・展開に応じて第1学期と第2学期に適宜振り分けられている。法実務基礎プログラムについては、基本的に第3学年に配当されている。先端・発展プログラムは、第2学年と第3学年に配当されているが、知的財産法に限っては、3年課程の第1学年でも履修できるものとしている。学際プログラムについては、第1学年から第3学年まで、いずれの学年でも履修できるように配当されている。

このようにして、法律基本科目や法律実務基礎科目については、段階的学修が進められるよう配慮した学年配当とし、また、先端・発展プログラムの科目については、法律の学修が進んだ段階での履修とし、他方で、学際プログラムについては、学生自らの関心に沿った科目の履修をいつでも開始できるように全学年に配当している。

また、特に3年課程の導入部分である基礎プログラムについては、上述のとおり、4学期制を採ることによって、インテンシブ、かつ、段階的な学習が可能となるような制度的工夫をしている。

《別添資料8「履修要件及び教育プログラム」平成24年度学生便覧(法科大学院)1～4頁》

**基準 2-1-5 : 重点基準**

基準 2-1-2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- |                                       |       |
|---------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。)      | 10 単位 |
| (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。) | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)    | 12 単位 |

(基準 2-1-5 に係る状況)

(1) 公法系科目については、基礎プログラムとして、憲法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、行政法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、深化プログラムとして、公法事例問題研究 I ~ III (各 2 単位) を開設している。計 12 単位。

(2) 民事系科目については、基礎プログラムとして、民法 I・II (各 3 単位)、同 III・IV (各 2 単位)、商法 I ~ III (各 2 単位)、民事訴訟法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、深化プログラムとして、民事法事例問題研究 I ~ IV (各 2 単位)、商事法事例問題研究 I・II (各 2 単位) を開設している。計 31 単位。

(3) 刑事系科目については、基礎プログラムとして、刑法 I・II (各 2 単位)、刑事訴訟法 I (2 単位)、同 II (1 単位)、深化プログラムとして、刑事法事例問題研究 I ~ III (各 2 単位) を開設している。計 13 単位。

以上の科目は、それぞれ選択必修であるが、基礎プログラム 32 単位の中の 28 単位、深化プログラム 24 単位の中の 20 単位の履修を義務づけ、選択必修としているので、各系科目の標準単位数の履修は確保されており、実質的には必修に近いものとなっている。

《別添資料 8 「履修要件及び教育プログラム」平成 24 年度学生便覧 (法科大学院) 1 ~ 4 頁》、《別添資料 10 「北海道大学大学院法学研究科規程別表第 2 (第 19 条関係)」平成 24 年度学生便覧 (法科大学院) 79 ~ 81 頁》



### 基準 2-1-6 : 重点基準

(1) 基準 2-1-2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2単位)

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2単位)

(2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

## イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 法律実務基礎科目のうち、法曹倫理2単位、基礎的な民事訴訟実務2単位、基礎的な刑事訴訟実務2単位を、以下のように必修としている。

ア 法曹倫理Ⅰ・Ⅱ(各2単位)は、経験を積んだ弁護士が担当し、法曹倫理Ⅰは、弁護士倫理に加え、裁判官や検察官の役割を中心とする総論、法曹倫理Ⅱは法曹倫理の機能と課題の事例問題研究を扱うもので、いずれかの履修を要する選択必修である。

イ 民事実務演習A(2単位)は、裁判官が担当し、実際の民事訴訟手続に即した事実の分析と主張の整理・構築方法を中心に、要件事実及び事実認定を教えるもので、必修科目とされている。民事実務演習B(2単位)は、弁護士が担当して民事弁護の基礎を教える科目であり、選択必修科目として履修することができる。

ウ 刑事実務演習A(2単位)は、検察官が担当するもので、捜査・公判手続の実務と事実認定を扱い、刑事実務演習B(2単位)は、弁護士が担当し、被疑者・被告人の弁護活動に関わる実務的能力を涵養する科目、刑事実務演習C(2単位)は、刑事裁判官が担当するもので、刑事訴訟手続に即した事実認定能力、法的分析能力を磨くものとして位置づけられる。これらは、上記の民事実務演習Bと合わせた4科目の中から、4単位以上を修得するものとしている。

(2) 上記のほか、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする科目として、以下のものが展開されている。

ア 模擬裁判については、刑事実務演習A・B・Cが合同で行うこととしている。《別添資料9「平成24年度講義要領シラバス」63頁～66頁》

イ ローヤリングとクリニックは、ローヤリング＝クリニックA・B(各2単位 選択科目)として展開している。

ウ エクスターンシップは、法実務基礎プログラムの選択科目(1単位)として実施し、札幌のほか東京・旭川の弁護士事務所で実施している(平成16年度15名、平成17年度30名、平成18年度40名、平成19年度41名、平成20年度60名、平成21年度54名、平成22年度45名、平成23年度36名)。《別添資料11「北海道大学法科大学院平成エクスターンシップ実施状況(平成16年～平成23年度)」》

エ 環境事件に関する判例の分析を中心に環境訴訟の問題を扱う環境法特論があるほか、医療訴訟、企業法務(いずれも2単位、選択科目)が開設されている。いずれも弁護士教員が担当しており、法曹としての責任感を養成することにも役立っている。

なお、公法系の訴訟実務の基礎を内容とする科目についても、平成25年度からの開講に向けて、現在、札幌弁護士会法科大学院支援委員会と組織的な検討を進めている。

(3) その他、法情報に関するリテラシー科目として、法実務基礎プログラムとして、法情報学(2単位)が開設されており、また、民事実務演習A・B、刑事実務演習A・B・Cにおいては、実務家教員による文書指導が行われている。加えて、基礎プログラム及び深化プログラムにおいても、課題等を通じて、法情報調査に関する技法を習得できるように努めている。

《別添資料8「履修要件及び教育プログラム」平成24年度学生便覧(法科大学院)1～4頁》、《別添資料10「北海道大学大学院法学研究科規程別表第2(第19条関係)」平成24年度学生便覧(法科大学院)79～81頁》

(4) 以上のような内容を有する法実務基礎プログラムについては、10単位以上の修得が修了要件とされている。

《別添資料8「履修要件及び教育プログラム」平成24年度学生便覧(法科大学院)1～4頁》、《別添資料10「北海道大学大学院法学研究科規程別表第2(第19条関係)」平成24年度学生便覧(法科大学院)79～81頁》

(5) 法実務基礎プログラムの授業内容については、教務委員会で検討がされ、また、実務家が必ず1名は教務委員になる体制を採っている。もちろん、同委員は成績判定会議にも出席し、意見交換を行っている。更に、法実務基礎プログラムに関する修了要件については、関係する全実務家教員とその他の教務委員、そして、法科大学院長が共同で議論をし、その内容を決定している。

【解釈指針2-1-6-1】

**基準 2-1-7：重点基準**

基準 2-1-2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目は、学際プログラムにおいて、基礎法関連科目 11 科目と政治学関連科目 4 科目を合わせて 15 科目が開設されており、人間や社会に対する関心を広げ、かつ理解を深めるための幅広い科目の展開を確保している。学生には、そこから 4 単位以上を修得することを義務づけている。

これらの科目には隔年開講のものがあるが、2 年課程学生も 2 年間で履修できるように、計画的に開講している。

《別添資料 8 「履修要件及び教育プログラム」平成 24 年度学生便覧（法科大学院）1～4 頁》、《別添資料 10 「北海道大学大学院法学研究科規程別表第 2（第 19 条関係）」平成 24 年度学生便覧（法科大学院）79～81 頁》

**基準 2-1-8 : 重点基準**

基準 2-1-2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

展開・先端科目については、(1)先端ビジネス部門の授業科目として、現代企業法 I・II, 現代取引民法, 現代倒産・執行法 A・B・C, 知的財産法 A・B, 現代知的財産法 A・B・C・D, 経済法, 現代経済法 A・B, 租税法 A・B, 企業法務, (2)生活関連部門として、現代生活民法, 現代家族法, 現代犯罪論, 環境法, 環境法特論, 情報法, 地方自治法, 労働法 A・B, 労働法特論, 社会保障法 A・B, 医療訴訟, (3)部門共通科目として、フィールドワーク, (4)共通科目として、立法過程論, 司法制度論, 国際法 A・B, 国際取引法, 国際人権法, 国際私法, 研究論文が開設されている。

学生は、1つの部門を選択し、当該部門、部門共通及び共通科目に係る授業科目から10単位以上を含む合計12単位以上を修得することとされている。

《別添資料 8 「履修要件及び教育プログラム」平成 24 年度学生便覧 (法科大学院) 1～4 頁》, 《別添資料 10 「北海道大学大学院法学研究科規程別表第 2 (第 19 条関係)」平成 24 年度学生便覧 (法科大学院) 79～81 頁》

**基準 2-1-9 : 重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2-1-9 に係る状況)

講義・演習とも1コマは90分であり、基礎プログラムを除き、第1学期と第2学期の2学期制を採用し、2単位科目を中心に授業科目を開講し、週1回の開講で15回の授業回数を確保している。

基礎プログラムについては、年間4学期制(春・夏・秋・冬学期。各学期7週半)を採用しており、2単位科目は週2回の開講によって15回の授業回数を確保している。民法Ⅰ・Ⅱのような3単位科目については、週3回の開講とし、憲法Ⅱ，行政法Ⅱ，民事訴訟法Ⅱ，刑事訴訟法Ⅱなどの1単位科目は、週1回の開講としている。なお、補講については、毎週木曜日の4講時・5講時をこれに当てることができるように時間割を設定している。その他の2学期制の授業科目について、第1学期・第2学期の終了後に適宜補講期間を設けているほか、上記のように木曜日4講時・5講時の補講時間帯でこれを行うようにしている。

なお、休講・補講の実施については、紙媒体での掲示を行うほか、教育支援システム(TKC教育支援システム)上の掲示板にも必ずアップし、学生の便宜に供している。

エクスターンシップ(1単位)は、1～2週間の期間を設定して実施することとしている。フィールドワーク(1単位)は、科目の性質上、授業時間の規定はないが、教務委員と担当教員2名の合議によるレポート評価において、大学設置基準の規定を考慮している。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院は、法曹として持つべき付加価値として、先端的なビジネスに強い法曹（先端ビジネス型法曹）と市民生活に密着した法曹（生活密着型法曹）の二つを掲げ、そのような価値をも身につけた法曹養成のためのカリキュラムとして、展開・先端科目（先端・発展プログラム）として、先端ビジネス部門と生活関連部門の二本柱を編成している。そして、このような付加価値を十分備えうるような基礎的素養を涵養するために十分な法律基本科目及び法律実務基礎科目を用意している。本法科大学院のこのような試みは、一定程度成功しているものと考えている。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

法律基本科目である**基礎プログラム**と**深化プログラム**、理論と実務の架橋をなす**法実務基礎プログラム**の科目（法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習）は、厳格な学年配当制のもとで、選択必修ないし必修とされており、また、上記プログラムの受講者は法科大学院の学生に限られているため、学生数については、適切な規模を維持している。また、法曹としての付加価値を高めることを目標とした**先端・発展プログラム**及び**学際プログラム**では、学生の自発性を発揮しうるように、緩やかな選択必修制が採られているので、これらもほぼ適切な規模で行われている。なお、他専攻に所属する学生の履修が認められているのは、先端・発展プログラム及び学際プログラムの一部科目に限られている。

《別添資料5「平成24年度法科大学院開講科目一覧」平成24年度講義要領（法科大学院）1～4頁》、《別添資料12「履修者一覧（平成20年～平成23年度）」》、【解釈指針3-1-1-1】、【解釈指針3-1-1-2】、【解釈指針3-1-1-3】



**基準 3-1-2**

**法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準 3-1-2 に係る状況)

本法科大学院の入学定員は平成 22 年度より 80 名に変更された。そのうち 3 年課程に 25 名、2 年課程に 55 名を目途に受け入れており、実数は入学定員を若干前後するにすぎない。したがって、法律基本科目のうち、1 年次配当である**基礎プログラム**はもちろん、2 クラスに分けて行っている 2 年次・3 年次配当の**深化プログラム**の授業も、75 名を超えるものはない。なお、入学定員を 100 名としていた平成 22 年度以前でも、同様に 75 名を超えるものはない。1 クラスの学生数の最大は、次のとおりである。

	基礎プログラム	深化プログラム
平成 19 年度	52	73
平成 20 年度	43	58
平成 21 年度	39	75
平成 22 年度	25	55
平成 23 年度	29	56
平成 24 年度	25	75

クラスは、予め履修対象者を 2 つに分けてそれぞれ当該時間帯で履修するよう指示しているが、同一時間帯で履修すべき科目がある場合には、特段の手續を要することなくクラスの移動を認めている。その場合でも、クラス間の履修者数に大きな隔たりが出た際には担当教員が調整しているため、適切な履修者数が維持されている。

《別添資料 13「クラス分け調整の教務委員会掲示文書」(深化プログラムと法実務基礎プログラムのクラス分けについて)》、《別添資料 14「法科大学院授業時間割 (平成 24 年度)」》、【解釈指針 3-1-2-1】

### 3-2 授業の方法

#### 基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院の教育カリキュラムは、①基礎プログラム、②法実務基礎プログラム、③深化プログラム、④先端・発展プログラム、⑤学際プログラムから構成されており、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力、その他法曹として必要な能力を育成するための体系的なカリキュラムを展開するとともに、教材についても、教員が独自に作成したものを使用する等の工夫をし、授業科目の性質に応じた授業方法を採用している。《別添資料12「履修者一覧(平成20年～平成23年度)」》、《別添資料5「平成24年度法科大学院開講科目一覧」平成24年度講義要領(法科大学院)1～4頁》、【解釈指針3-2-1-1】、【解釈指針3-2-1-2】

授業の方法は、一般に学生との対話を盛り込んだ**双方向的・多方向的**なものであるが、各教育プログラムの趣旨・目的に応じて、その双方向性の仕方を工夫している。基礎的知識の習得を目指す**基礎プログラム**にあっては、知識を効率的に教授できる講義方式を中心としつつ、適宜確認の質問等をするなどして双方向性を確保している。この基礎的知識を前提に、更に法律基本科目に対する理解を深化させる**深化プログラム**では、事例に基づきつつ、学生との問答を通じて授業を展開する対話方式が中核となる。更に理論と実務の架橋を図る**法実務基礎プログラム**では、基礎プログラムや深化プログラムよりも少人数の演習形式で授業を展開する。また法実務基礎プログラムでも、ローヤリング＝クリニックでは実際の相談者に応対することで実習的な要素も取り込んでいる。【解釈指針3-2-1-3】、【解釈指針3-2-1-4】

授業には教育支援システム(TKC教育支援システム)を利用することができ、十分な予習を前提として行っている(TKC教育支援システムについては、本評価書Ⅲ第7章7-1-1参照)。特に、3年課程1年次生を対象とする民事法基礎ゼミの担当教員メーリングリストによるやりとりは6,700通を超える。このような緊密な連携と協議に基づいて授業を行っており、教材・参考答案や学生の「質問と解答」などがTKC教育支援システムに蓄積されている。

深化プログラムでは、受講者には予め事例式の問題と参考裁判例を与え、受講者は参考裁判例や教科書等を参照しながら、事例式の問題に対する自分なりの考え方をまとめておく。授業では、まず基本的な事項（例えば、参考裁判例に対する理解の仕方等）について質問を行い、理解の共通化を図った後、事例式問題の検討に進む。ここでも受講者に適宜発表させながら、双方向的に授業を展開することにより、問題発見能力、調査能力、問題解決能力、口頭での表現力を育成している。更にレポートないし答案を提出させ、これに添削等の文書作成指導（15回の授業で1名につき2～3回）を行うことで、深い理解のみならず、それを的確に表現する表現力を身につけさせている。【解釈指針3-2-1-3】

クリニック及びエクスターンシップにおいては、ガイダンスを行い、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する適切な指導監督を行っている。《別添資料15「札幌弁護士会との協定書様式」》、《別添資料16「誓約書様式」》、【解釈指針3-2-1-5】

エクスターンシップは、教務委員会及びエクスターンシップ担当教員が管轄し、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて、研修学生を適切に指導監督している。単位認定は、研修先からの「エクスターンシップ評価報告書」及び本人の「エクスターンシップ実習報告書」を基に行っている。また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取ることはないよう、ガイダンス及び研修先との連絡においてその都度確認している。《別添資料17「エクスターンシップ評価報告書様式」》、《別添資料18「エクスターンシップ実習報告書様式」》、【解釈指針3-2-1-5】

また、司法制度論においては、担当教員の指導の下、移動法律相談を実施しており、法律実務を体験している。《別添資料22「司法制度論－旭川移動法律相談報告」》

(2) 学生にはシラバスを配付し、1年間の授業計画、各授業の目的、到達目標、内容、成績評価基準等を事前に提示している。この中で到達目標とは、各授業において達成が望まれる学生の具体的な能力を示すものである。また、担当教員は、学生の理解度を把握するため、授業の進行の合間に小テストを実施するなど理解度をきめ細かくチェックし、理解が不十分と確認した部分については、特に丁寧な指導を行うなど、学生が事前事後の学習を効果的に行うための措置を採っている。《別添資料19「平成23年度講義要領シラバス」》、《別添資料9「平成24年度講義要領シラバス」》、【解釈指針3-2-1-6】

(3) 授業内容に関する学生の質問等を受け付けるために、オフィスアワー制を実施している。また、学生の修学指導を行うため、クラス担任制を導入している（1学年2名）。クラス担任は、定期試験における全学生の成績を掌握し、各授業の到達目標をクリアできず不可が目立つ学生についてはその原因を調査する。成績不良が改善されない学生に対しては、法律実務専攻長（法科大学院長）が直接指導・注意を行っている。また、学生の学習環境の充実（例えば、法科大学院図書室における図書の充実）に努めるべく、学習支援委員を置いて、きめ細かな履修指導態勢を採っている。更に、平成18年度からは、進級できなかった学生（留年学生）に対して、就学相談に応ずるとともに、就学指導など必要な方策を講じる担当教員を付けている（後掲資料参照）。

また、法科大学院生専用の自習室には、一人一人仕切り付きの席が割り当てられてお

り、24時間、土日の利用も可能である。自習室は、附属図書館や法令・判例新刊雑誌室に近接しているので、膨大な図書資料や最新法律情報に容易にアクセスすることができる。

他方で、ID付与により、学生は電子ロー・ライブラリーを学内外から利用することができる。このように、図書等の資料及び学習空間においても応分の環境を用意している。

《資料「留年学生への指導方法について」》、《別添資料20「平成24年度法科大学院教員オフィスアワー一覧」》、【解釈指針3-2-1-6】

資料「留年学生への指導方法について」

進級できなかった学生への指導方法について

- 1 進級できなかった学生（以下、「留年学生」という。）に対して、法科大学院長は、教務委員会委員長の推薦する専任教員を、留年学生の担当教員として指名する。この際、クラス担任を担当教員とすることを妨げない。
- 2 担当教員は、日常的に留年学生の修学相談に乗るとともに、修学指導など必要な方策を講じるものとする。

（出典：平成18年4月20日教員会議配付資料〔決定〕）

集中講義を実施する場合には、当該科目の内容を十分に理解させるため、実施期間が重ならないように日程を考慮し、かつ、一日あたりの授業コマ数を3～4とし、更に、筆記試験を実施する場合には、授業終了直後に実施されることがないように試験期間を設定することに努め、授業を受ける者が、十分に授業時間外の学習時間を確保できるように配慮している。《別添資料21「平成24年度法科大学院集中講義時間割（案）について」（平成24年5月17日法科大学院教員会議資料）》、【解釈指針3-2-1-7】

## 3-3 履修科目登録単位数の上限

**基準3-3-1：重点基準**

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院は、3年課程・2年課程ともに、上記の基準を満たしている。第1年次及び第2年次における履修登録の上限は、それぞれ36単位であり、第3年次においては44単位以内としている。ただし、エクスターンシップ(1単位)とフィールドワーク(1単位)については、その実施期間が学期外であることに鑑み、いずれか1科目だけは36単位を超えて履修することが可能である。もっとも、これらの科目についても、最終学年にあっては、44単位を超えて履修することができない。また、原級留置となった場合の再履修科目、及び他の大学院において履修した科目もキャップ制に含まれる。なお、本法科大学院は学生の長期履修を認めていない。《資料「キャップ制(北海道大学大学院法学研究科規程第23条関連)》》、【解釈指針3-3-1-1】、【解釈指針3-3-1-2】、【解釈指針3-3-1-3】、【解釈指針3-3-1-4】

**資料「キャップ制(北海道大学大学院法学研究科規程第23条関連)」**

密度の濃い学習を確保するために、1年ごとに履修できる科目の上限を設けます(キャップ制)。原則として1年につき36単位、最終学年の場合は1年につき44単位とします。

なお、キャップ制は、修得できる単位数ではなく、登録できる単位数です。

また、エクスターンシップ(1単位)とフィールドワーク(1単位)については、その実施期間が学期外であることに鑑み、いずれか1科目だけは36単位を超えて履修することができます。ただし、最終学年にあっては、44単位を超えて履修することができませんので、注意してください。

(出典：平成24年度学生便覧(法科大学院)1頁)

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

カリキュラムが体系的に構築され、研究者教員と実務家教員が、それぞれの知識・能力を活かした授業を熱心に展開していること、特に、深化プログラムでは、レポートに対する添削返却を組み込んでいる授業が少なくないことは、法律家の養成に大きく資するものである。

また、学生全員に電子ロー・ライブラリーの利用 ID が付与され学内外から利用できること、更に、法科大学院専用の図書室を擁するだけでなく、専用の固定席のある自習室が、膨大な図書等の資料を有する附属図書館や、最新情報にアクセスできる法令・判例新刊雑誌室に近接していることも、優れた学習環境である。

### (2) 課題等

学生から要望の多い首都圏でのエクスターンシップの受け入れ先をどのように確保するかが現在の課題となっている。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 本法科大学院の成績評価は、きめ細かな成績評価を可能とするため、科目の特性に応じて、5段階（秀・優・良・可・不可）の評価制度並びに合格及び不合格による評価制度を採用している。成績評価の方法としては、「秀・優・良・可」については相対評価、「不可」は絶対評価とした上で、「秀・優・良・可」については科目の特性及び履修者数に応じた成績分布の基準を設けている。このことは、事前にシラバスの「評価の方法」の項目において学生に周知し、また、以下に述べるように、試験を担当した教員に成績判定会議での説明を要求している。

なお、法律基本科目及び法律実務基礎科目においては、「共通的な到達目標モデル（第二次案修正案）」（いわゆる「コアカリキュラム」）を、ミニマムに求められる達成度として設定するように努め、シラバスに「到達目標」欄を設けることによって、当該授業において求められている達成度を学生に周知し、計画的・効率的な学習を促している。

《別添資料23「成績評価に関する手引」》、【解釈指針4-1-1-1】、【解釈指針4-1-1-2】

(2) 成績評価の公平性・透明性を確保するため、成績判定会議を設けている。この会議に出席するのは、基礎プログラム及び深化プログラム科目の担当者、5名以上の履修者のある科目の担当者、法科大学院長、教務委員である。この会議において、各試験科目の担当者は、履修者数・試験問題・評価基準・合格率・成績分布をそれぞれ報告し、それらについて詳細な検討を行っている。その際、成績評価が、定められた成績分布の基準を外れる科目については、その理由について、書面（『成績分布に関する理由書』）の提出を求め、また、原則として成績判定会議における口頭での具体的な説明を求め、その理由が合理性を欠くと判断される場合には、成績の再評価を行っている。なお、成

績判定会議においては、学生の全体的な傾向についても意見交換を行っている。成績判定会議の後、法科大学院教員会議で最終の成績判定を行っているので、成績評価の公平性は一層確保されている。《別添資料 24「平成 24 年度学生便覧（法科大学院）」5 頁》，《別添資料 25「北海道大学大学院法学研究科規程」第 24 条，第 11 条，第 12 条》，《別添資料 26「平成 23 年度春学期開講科目の成績判定について」》，《別添資料 27「平成 23 年度前期及び夏学期開講科目の成績判定について」》，《別添資料 28「平成 23 年度秋学期開講科目の成績判定について」》，《別添資料 29「平成 23 年度後期及び冬学期開講科目の成績判定について」》，《別添資料 23「成績評価に関する手引」》，【解釈指針 4-1-1-2】

(3) 成績評価の結果が個々の学生へ通知された後、成績分布を掲示し、公表している。なお、公表する科目は、基礎プログラム・深化プログラムに属する科目と、5 名以上の履修者のある科目である。成績分布を公表する目的が成績評価への信頼感の醸成、及び学習の動機づけにあることを考えると、全科目について公表することが望ましいが、一方で、履修者が少数の授業科目では個人の成績が特定されることが懸念されるため、上記のように限定している。また、担当教員によっては、試験終了後に試験問題及び成績評価の基準について解説会を開催する又は解説を掲示すること、優秀答案・優秀レポートを学生の同意を得て公表すること等を行っている。これにより、各学生は、自己の答案・レポートとの対照が可能となり、成績評価への信頼性が増すとともに、その後の学習の参考にすることができる。更に、過去の試験問題も公表しており、これにより成績評価の透明性が高まるとともに、学生が当該科目におけるポイントを認識するための手引きとなっている。答案は事後に参照できるよう、法科大学院として管理保管している。【解釈指針 4-1-1-3】，【解釈指針 4-1-1-4】

成績評価について個別の説明を希望する学生には、オフィスアワー等を利用して説明を行っている。更に、単位認定に対する異議申出が制度化されている。異議のある学生は所定の期間内に、異議申出書を書面で提出し、それに対して教務委員会名で書面をもって回答するというシステムをとっている。なお、学生は、この制度を利用する前に、まず担当教員に説明を求めるものとしている。《別添資料 30「平成 24 年度学生便覧（法科大学院）」33～34 頁》，【解釈指針 4-1-1-3】，【解釈指針 4-1-1-4】

(4) 期末試験を実施するに当たっては、その実施要領及び日程について、掲示等により学生に周知を行っている。

また、期末試験における不正行為があった場合には、法科大学院長による指導及び当該試験期間に実施される試験の単位認定を行わないなど、厳しく処分をしている。なお、小テスト等、学期末試験以外の試験、学期中・学期末に提出されるレポートについても同様の対応をしている。《別添資料 2「平成 24 年度学生便覧（法科大学院）」5 頁》

(5) 期末試験の実施にあたり「適切な配慮」が求められるものとして、再試験と追試験がある。本法科大学院では、次に述べるような客観的で厳正な仕組みでこれらの試験を実施している。

再試験については、現在、3 年課程の学生に提供される基礎プログラムに属する科目並びに法曹倫理 I・II，民事実務演習，刑事実務演習 A・B についてのみ認めている。再試験は、合格とされなかった本試験が実施された期末試験期間から、3 か月ないし 6 か月を空けて次の期末試験期間において実施しており、その間の学生の学修を促している。



なお、再試験の成績評価は「可・否」で行い、また、再試験の追試験は行わない。

また、追試験については、「疾病、忌引き、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情」から定期試験を受験できなかった場合、教務委員会による審査の後、追試等の措置がありうる。また、その評価は通常の5段階評価で行っている。

再試験と追試験で用いた試験問題は、成績判定会議及び法科大学院教員会議に報告されており、本試験と同一又は類似のものとならないように配慮している。

《別添資料 31「平成 24 年度学生便覧（法科大学院）」35～36 頁》、《別添資料 32「平成 22 年度冬学期・平成 23 年度春学期科目再試験成績」及び「平成 23 年度夏学期・秋学期科目再試験成績」》、《別添資料 33「平成 24 年度学生便覧（法科大学院）」36～37 頁「定期試験を受験できなかった者の手続について」》、【解釈指針 4－1－1－5】

**基準 4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4-1-2 に係る状況）

本法科大学院では、計画的・効率的な学習を促すため進級要件を設けている（進級制）。3年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していること、3年次進級のためには56単位以上を修得し、かつ、基礎プログラムを28単位以上修得していることが必要である。2年課程の場合、2年次進級のためには28単位以上を修得していることが必要である。加えて、密度の濃い学習を確保するため、各学年毎に履修できる科目の上限を設けるキャップ制を採用している（原則として36単位、最終学年のみ44単位）。なお、原級留置となった場合の再履修科目、及び他の大学院において履修した科目もキャップ制に含まれる（キャップ制については、本評価書Ⅲ第3章3-3-1参照）。これらの点は、北海道大学大学院法学研究科規程第23条及び第25条に規定するほか、学生便覧に明示し、学生に周知されている。《別添資料34「平成24年度学生便覧（法科大学院）」1～2頁》《別添資料35「平成24年度学生便覧（法科大学院）」66頁「北海道大学大学院法学研究科規程」第23条及び第25条》

なお、GPA制度については、現在、これを導入すべく検討を進めている。

原級留置の場合に再履修を要する科目については、特段の制限はなく、不合格科目以外の科目を履修するか、あるいは不合格科目を履修して、進級要件を満たすことになる。なお、平成18年度からは、進級できなかった学生（留年学生）には、担当教員をつけ、その学習相談に応ずるとともに、再履修を要する授業科目の範囲の周知を含む就学指導など必要な方策を講じている（本評価書Ⅲ第3章3-2-1（3）参照）。《別添資料34「平成24年度学生便覧（法科大学院）」1～2頁》、《別添資料35「平成24年度学生便覧（法科大学院）」66頁「北海道大学大学院法学研究科規程」第23条及び第25条》、【解釈指針4-1-2-1】、【解釈指針4-1-2-2】（なお、進級制を採っているので、【解釈指針4-1-2-3】は該当しない。）

## 4-2 修了認定及びその要件

## 基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- |         |      |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位  |
| イ 民事系科目 | 24単位 |
| ウ 刑事系科目 | 10単位 |

エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院では、3年を標準の修業年限とし、修了には94単位以上の単位修得が必要である(3年課程)。ただし、入学試験又は既修者認定試験において法学につき十分な基礎的学力を有すると法科大学院教員会議が認める者(以下「法学既修者」という。)には、上記修了要件単位は30単位を超えない範囲で修得したものとみなし、1年の短縮を認めている(2年課程)。《別添資料34「平成24年度学生便覧(法科大学院)」1~2頁》、《別添資料36「北海道大学大学院法学研究科規程」第20条~第22条》

なお、基準4-2-1(1)のうちアについては、3年課程の学生に限って、法科大学院教員会議の承認を得て、他の大学院の授業科目を履修すること、外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修をすることができる(本法科大学院を休学中に履修又は学修したものを含む。)。このようにして修得した単位は、30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得すべき単位の一部とみなすことができる。《別添資料37「平成24年度学生便覧(法科大学院)」31~32頁》、《別添資料36「北海道大学大学院法学研究科規程」第21条、第21条の2、第20条第4項》。

基準4-2-1(1)のうちイについては、3年課程の学生に限って、入学前の既修得単位については、それらの単位数の合計が30単位を超えない範囲で本法科大学院において修得すべき単位の一部とみなすことができる。認定科目及び評価は法科大学院教員会議において決定するが、基礎プログラム及び深化プログラムについては単位認定を行わない(法実務基礎プログラムについては原則として単位認定は行わないが、法情報学に相当する科目については、単位認定を行うことがある)。《別添資料34「平成24年度学生便覧(法科大学院)」1~2頁》、《別添資料37「平成24年度学生便覧(法科大学院)」31~32頁》、《別添資料36「北海道大学大学院法学研究科規程」第22条》、《別添資料38「法科大学院入学前の既修得単位の認定について(平成24年4月2日学事担当)」》

なお、基準4-2-1(1)ア及びイの措置は、3年課程の学生に限って認められる。従って、基準4-2-1(1)ウのただし書は該当しない。【解釈指針4-2-1-1】また、修了判定に当たってGPA制度を導入する方向で、現在、検討を進めている。【解釈指針4-2-1-2】

(2) 法律基本科目に関する基礎的知識を習得する**基礎プログラム**は、3年課程の入学者が履修する。それは、憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ~Ⅳ、商法Ⅰ~Ⅲ、民事訴訟法Ⅰ・Ⅱ、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法Ⅰ・Ⅱからなり(民法Ⅰ・Ⅱは3単位、憲法Ⅱ、行政法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、刑事訴訟法Ⅱは1単位、その他はすべて2単位)、計32単位中14科目以上、28単位が必修(選択必修科目)である。

更に、法律基本科目に関する基礎的知識を前提として、その理解を具体的事例問題の検討を通じて理論・手続の両面から一層深化させる**深化プログラム**を3年課程入学者と

び2年課程入学者が履修する。公法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ，民事法事例問題研究Ⅰ～Ⅳ，商事法事例問題研究Ⅰ・Ⅱ，刑事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲ（すべて2単位）からなり，24単位中20単位が必修（選択必修科目）である。

基準4-2-1（2）について、「エ 法律実務基礎科目 10 単位」については、**法実務基礎プログラム** 10 単位以上を履修することを求めている。「オ 基礎法学・隣接科目 4 単位」については、**学際プログラム** 4 単位以上修得することを求めている。「カ 展開・先端科目 12 単位」については、**先端・発展プログラム** 12 単位以上を修得することを求めている。

基準4-2-1（2）では、法学既修者については、アからウの授業科目について合計 18 単位以上の修得が求められているが、深化プログラムにおいて 20 単位以上を修得することを求めているので、問題はない。また3年課程入学者については、公法系科目が8単位以上，民事系科目が24単位以上，そして刑事系科目が10単位以上修得することが求められているが，**基礎プログラム**及び**深化プログラム**の授業科目において，同様の単位数修得を求めているので，問題はない。

（3）3年課程にあつては，94 単位以上の単位修得を求めているが，法律基本科目である**基礎プログラム**及び**深化プログラム**は最大限に修得しても 56 単位が限度であるので，修了要件単位数の3分の1を超える残り 38 単位以上は，法律基本科目以外の科目の単位の修得を求めている。また，2年課程にあつては，64 単位以上の単位修得を求めているが，法律基本科目である**深化プログラム**は最大 24 単位であるので，修了要件単位数の3分の1を超える残り 40 単位以上は，法律基本科目以外の科目の単位の修得しなければならない。《別添資料8「履修要件及び教育プログラム」平成24年度学生便覧（法科大学院）1～4頁》，《別添資料39「平成24年度学生便覧（法科大学院）」79頁別表第2》

**基準 4-2-2**

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本法科大学院では、修了の認定に必要な修得単位数は、94単位とされており、102単位の上限を超えない。

## 4-3 法学既修者の認定

**基準 4-3-1**

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準 4-3-1 に係る状況)

本法科大学院では、80名を定員として選抜を行っている。

まず、第一次選抜として、日弁連法務研究財団が実施する法科大学院統一適性試験の成績に学部の成績等を加味して、定員の4倍程度を目途として選抜する。

次に、第一次選抜合格者で2年課程への進学を希望する者には法律科目試験のみを課し、その結果により合格者を決定する。法律科目試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目であり、そのすべての科目を受験しなければならない。なお、民事法系(民法・商法・民事訴訟法)、公法系(憲法・行政法)、刑事法系(刑法・刑事訴訟法)の、それぞれの系ごとの各科目の合計点において、最低ラインに達していない系が1つでもある者については、それだけで不合格となる。最低ラインは、各系ごとの各科目の満点の合計点(民事法系160点、公法系120点、刑事法系120点)の20%とする。この試験に合格した者は、法律科目試験で受験した法律基本科目30単位を超えない範囲で修得したものとみなされ、その履修を一括して免除される。《別添資料40「平成24年度法科大学院学生募集要項」3頁～5頁》、《別添資料36「北海道大学大学院法学研究科規程」第20条第2項》。

法学既修者の認定に用いる法律科目の試験問題の作成に当たっては、出題・採点を担当する試験委員が集まり、過去の法学既修者(入学者)の学力を踏まえて、法律科目の試験問題の内容・難易度・分量・科目間のバランス等が適切であるかを立ち入って検討している。同時に、最近出題された学部試験問題とは異なるよう配慮しており、これによって試験出題の公平性を確保するとともに、過去5年分の試験問題については、本法科大学院のウェブサイトで、最高・最低点、平均点及び既修者認定試験の結果を公表している。また、受験者には入試成績を開示しており、これによって受験者は法律科目試験の点数とランクを知ることができる。

また、第二次選抜は、札幌試験場に加え、東京試験場も設定して実施しており、地理的な観点から開放性及び多様性の確保を図っている。《別添資料40「平成24年度法科大学院学生募集要項」3～5頁》、《別添資料41「北海道大学法科大学院ウェブサイト」〈<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/entrance.html>〉》、【解釈指針4-3-1-1】、【解釈指針4-3-1-2】、【解釈指針4-3-1-3】、【解釈指針4-3-1-4】、【解釈指針4-3-1-5】

なお、法学既習者については、30単位を修得したものとみなし、在学期間を1年間短縮している。この短縮は、修得したものとみなす単位数を適切に考慮した結果である。

【解釈指針4-3-1-6】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

成績評価を行うに当たって、成績判定会議を実施して、客観的かつ厳正な成績評価を行うようにしている。

キャップ制により、また、2年課程については30単位の一括認定により、学生が段階的に法学を学ぶことができるような制度設計となっている。また、3年課程については、法律基本科目以外の科目について、他の大学院の授業科目を履修することや、外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修をすることができるようになっている。このことは、幅広い視野を持った法曹の養成に資している。

### (2) 課題等

進級要件及び修了認定においてGPA制度は導入されていないが、現在、その導入に向けた検討を行っている。



## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

まず、各科目の教育内容や位置づけ等について、教務委員会で恒常的に検討していることはもとより、シラバスの記載の仕方についてもチェックするようにしている。また、双方向的で密度の高い教育を実施するため、特に複数のクラスを開設する科目については、必要があれば、履修学生の一部のクラスを変更させる等、適正な規模のクラス編成を実現するようにしている。【解釈指針5-1-1-1】

次に、教育の内容及び方法の改善を実現する方策として、充実したファカルティ・ディベロップメントを行うため、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）を設けている。《別添資料42「法科大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会の設置に関する申し合わせ」》 教育内容及び方法の改善については、このFD委員会を中心となって取り組んでおり、その取り組みの1つが、学生による授業アンケートであり、もう1つが教育方法研究会の開催である。

(1) 学生による授業アンケートは、すべての科目について実施し、FD委員会が、その結果を集約し、授業担当教員及び学生にフィードバックしている。《別添資料43「法科大学院における『学生による授業アンケート』の実施要領」》、《別添資料44「北海道大学法科大学院学生アンケート」》

アンケート結果はFD委員会が分析を行い、その結果を各授業担当教員へ伝えるとともに、各年度の前期と後期に法科大学院教員会議において分析結果を報告している。《別添資料45「法科大学院授業アンケート集計結果」》

(2) 教育方法の改善に向けた検討は、何よりも教員相互、とりわけ研究者教員と実務家教員との間で情報を交換し合い、相互理解を深めるとともに、教育実践として参考になるものは、積極的に採り入れることが必要である。そのための取り組みとして、これまで、教員相互の授業参観の機会を設定するなど、教育方法の改善に向けた努力を重ねてきたが、最近では、教員による教育方法に関する懇談会を、年に1～2回程度、開催している。具体的には、上記の学生による授業アンケートで特に高い評価を得た授業科目の担当者から、担当する授業の内容、レジュメ等のサンプルの開示、授業の進め方、成績の評価方法等について報告を受け、参加者全員で質疑応答をして、より望ましい教育方法について議論を行う、という形で実施している。

以上のように、組織的かつ継続的に教育の内容及び方法の改善に取り組んでいる。【解釈指針5-1-1-2】、【解釈指針5-1-1-3】、【解釈指針5-1-1-4】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

教育内容・方法の改善に向けた取り組みとして、FD委員会が設置されており、同委員会が実施主体となって、授業科目のすべてについて「学生による授業アンケート」が実施されている。アンケート結果については、同委員会が、全体的な観点から授業評価の傾向・方向性や個別の問題点の有無等をチェックし、これを法科大学院教員会議で報告することとし、また、アンケート結果は授業担当教員及び学生に対してフィードバックされることによって、個別の授業科目の教育内容・方法の改善に資するような取り組みが行われている。

これとあわせて、教員による教育方法に関する懇談会が年1～2回程度開催され、教育内容・方法の改善に向けた情報・意見の交換も行っており、このような取り組みの成果が次年度以降の授業に反映されるように配慮されている。

### (2) 課題等

該当なし。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院では、基準1-1-1で述べた理念・目標を達成するにあたり、ふさわしい学生を選抜するためのアドミッション・ポリシーとして、①基礎的な教養と社会に対する広い関心、②分析力、思考力及び表現力などの法律家としての適性、③継続的な教育に耐えうる知的素養・忍耐力を備えた人材を選抜することを定めている。そして、選抜に際しては、公平性・多様性・開放性・客観性・透明性を確保するための措置を講ずることとしている。

また、本法科大学院は、教育理念及びアドミッション・ポリシーを明確に定めている。そのアドミッション・ポリシーにおいては、教育理念に沿った具体的な選抜基準を明確に示している。更に、入学者選抜の基本的な指針として、法科大学院入試の一般的な理念である「公平性、開放性、多様性」に加え、客観性と透明性についても明示している。

更に、本法科大学院の教育理念及びアドミッション・ポリシーは、学生募集要項の冒頭に、明記している。《別添資料46「平成24年度法科大学院学生募集要項」1頁》

加えて、同じ内容を、本法科大学院のウェブサイトにおいても公表している。《別添資料47本法科大学院ウェブサイト「教育理念・目標」及び「入試制度1.概要」》

また、入試制度の内容については、学生募集要項に明記し、更にウェブサイト（「入試制度」欄）では、具体的内容に踏み込んだ説明をしている。《別添資料51「平成24年度法科大学院学生募集要項」3頁》、《別添資料52本法科大学院ウェブサイト「入試制度」》 加えて、志願者等からの質問に対しては、ウェブサイト（「よくある質問と答え」欄）において迅速かつ詳細な回答を行っている。《別添資料53本法科大学院ウェブサイト「よくある質問と答え」》

このように、【解釈指針11-2-1-1】が定める「必要な情報」は、学生募集要項やウェブサイトを通じ、事前に周知するための十分な措置を講じている。【解釈指針6-1-1-1-1】

**基準 6-1-2**

**法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。**

（基準 6-1-2に係る状況）

入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）は、法科大学院教員会議の下に設置された入試制度検討委員会及び入学者選抜委員会が担当している。

まず、入試制度検討委員会は、上記のアドミッション・ポリシーに基づいて、入試制度の設計とその改善を教員会議に提案することを任務とする。また、入学者選抜委員会は、教員会議が決定した入試制度に則り、教員会議に、入学者選抜の原案を提出することを任務としている。

入試業務に関する最終的な決定は、教員会議がすべて行うこととしている。これらの組織により、入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制を整備している。

なお、小論文試験においては4名の、法律科目試験においても各科目につき複数の委員が担当している。また、法律科目試験については、全委員で検討会を開催するなど、万全の態勢で臨んでいる。

**基準 6-1-3**

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6-1-3 に係る状況)

本法科大学院においては、以下に述べるとおり、公平性と開放性が十分に担保されている。

**(1) 優遇措置等について**

まず、自校出身者、あるいは法学部出身者を優遇する措置は一切取られていない。

また、小論文試験や法律科目試験においては、採点に際して志願者の氏名等を隠す措置を講じている。

更に、札幌のみならず、東京にも試験会場を設けており、志願者数はむしろ東京会場の方が多い。《別添資料 48「資料 出願者数の推移」》

加えて、合格者の内訳から見ても、自校出身者はこれまで3割程度にとどまっている一方、合格者の出身大学についても、広く全国から合格者を出しており、非常にバラエティに富んでいる。《別添資料 50 本法科大学院ウェブサイト「入試結果」(平成 21 年度～24 年度)》 また、実際の入学者の面でも、自校出身者は概ね4割以下である。《別添資料 49「学生数の状況」(別紙様式 2)》

以上は、入学者の選抜を公正に行っていることを裏付けるものである。

**(2) 寄付等の募集：該当しない。****(3) 身体障害者に対する特別措置**

身体に障害のある方に対しても、等しく受験の機会を確保している。平成 24 年度入試においては、適性試験における取扱いを参考にして別室を用意するとともに、試験時間を延長した(東京会場受験生)。

以上のように、【解釈指針 6-1-3-1】に合致した取組みを行っている。

**基準6-1-4：重点基準**

**入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。**

(基準6-1-4に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜にあつては、まず適性試験の成績を主に考慮して第1次選抜を行い、その合格者に対して第2次選抜試験を実施して最終合格者を決定する、という方式を採っている。適性試験の成績を「主に」考慮するというのは、ボーダーゾーンにおいては学部での成績等も考慮するという趣旨である。

次に、2年課程と3年課程の選抜方法は以下のとおりである。

(1) 法学既修者を対象とする2年課程に関しては、第1次選抜を行った上で、合格者に対して法律科目試験を実施し、その成績によって最終合格者を決定する。法律科目試験の試験科目は、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法の7科目である。入学者選抜委員会の下に置かれる法律科目試験部会が出題及び採点を担当する。試験問題は合議によって決定し、採点は複数の委員が担当し、科目ごとの偏差を調整するなど、客観性・公平性を担保する措置を講じている。

また、公法系(憲法及び行政法)、民事系(民法、商法及び民事訴訟法)、刑事系(刑法及び刑事訴訟法)という各系ごとに(試験は各系ごとに実施される)、最低合格点を定めている。《別添資料51「平成24年度法科大学院学生募集要項」3頁》、《別添資料52本法科大学院ウェブサイト「入試制度」》

(2) 法学未修者を対象とする3年課程でも、第1次選抜を行った上、小論文部会が出題・採点する小論文試験を実施し、適性試験の成績、小論文試験の成績、学修評価を考慮して最終合格者を決定する。具体的には、次の3つの枠を設けて選抜を行う。第1は、適性試験の最上位層を合格とする適性試験枠である(ただし、小論文試験の成績が平均を下回る場合は不合格とされる)。第2は、小論文試験の最上位層を合格とする小論文試験枠である。第3は、適性試験においても小論文試験においても、それぞれ比較的良好な成績(最上位層に次ぐ成績)を修めた者を合格とする総合評価枠である。

なお、3年課程にあつては、第1次選抜においても第2次選抜においても、法律関係の資格試験における成績や本法科大学院の実施する法律科目試験における成績は一切考慮していない。《別添資料51「平成24年度法科大学院学生募集要項」3頁》、《別添資料52本法科大学院ウェブサイト「入試制度」》

このように、本法科大学院の入試制度では、適性試験の成績をベースとしつつ、様々な能力や資質を有する学生を受け入れるために工夫をしている(多様性)。それぞれの選抜においては、選抜基準を明示し、合議によって出題・採点を行うなど、志願者の間で不公平が生じないように配慮している(客観性・公平性・開放性)。

また、札幌と東京の二箇所試験会場を設け、北海道外の志願者の便宜を図っている(開放性)。《別添資料48「資料 出願者数の推移」》《別添資料54「大志ある法曹をめざして2012」》

更に、試験終了後、希望者に対して成績開示を実施している(透明性)。《別添資料

55 本法科大学院ウェブサイト「平成24年度入試の成績開示」、「法科大学院入学者選考試験の成績開示についての申し合わせ」》

このように、2年課程においても、3年課程においても、適性試験の成績を第1次選抜の中心的な資料として用いている。また、3年課程においては、第2次選抜においても、適性試験の成績を最終的な合否の判定資料として利用している。【解釈指針6-1-4-1】

なお、適性試験の成績につき、これまで最低基準点は設けてこなかった（もっとも、これまでも下位20%ないし30%に当たる者は、そもそも第1次選抜において不合格とされている）。しかし、今年度実施する平成25年度入試からは、最低基準点を設けることとしている。【解釈指針6-1-4-2】

**基準 6-1-5**

**入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。**

(基準 6-1-5 に係る状況)

本法科大学院の入試制度においては、入学者の多様性を確保するよう努めている。

まず、第1次選抜にあつては、適性試験や学部の成績のみならず、語学検定試験の成績等も斟酌し、合否を決定している。

また、3年課程の入学試験においては、適性試験枠と小論文試験枠においては、平均的に能力があるよりも、むしろ一芸に秀でていることを重視する制度になっており、例えば論理的文章力等に秀でている者にとって合格しやすい仕組みとなっているため、第1次選抜における上記の合否判定基準と相まって、多様な学識と能力の実績等を適切に評価することができる。他方、総合評価枠では、適性試験と小論文試験の双方、更には学修評価に着目する仕組みになっており、それぞれの合格枠の評価の観点を変えることで、一層、多様性を実現する制度になっている。

更に、地元の北海道だけでなく、東京にも試験会場を設けることにより、出身地の多様化にも配慮している。

以上のような入試制度を採用することによって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めており、またその結果として、社会人（本法科大学院においては出願時に2年以上の社会経験を有する者をいう）及び他学部出身者が占める比率は、2割を超えている。《別添資料 49「学生数の状況」（別紙様式 2）》

この比率は、全国的な動向も相まって、減少傾向にあるが、既に述べたように（基準 6-1-3 参照）、出身大学は多岐にわたっており、更に合格者の年齢構成も幅広く、多様な人材の獲得に成功している。《別添資料 56「資料 合格者の年齢構成」》、【**解釈指針 6-1-5-1**】



## 6-2 収容定員及び在籍者数等

**基準6-2-1**

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の在籍者数は《別添資料49「学生数の状況」(別紙様式2)》のとおりであり、収容定員を上回る状態にはない。また、合格者の決定に当たっては、前年度、あるいはそれ以前の合格者数と入学手続者数、そして、休学者数を勘案して合格者数を決めており、十分な注意を尽くしている。

なお、原級留置者及び休学者は、《別添資料57「資料：原級留置者」, 「資料：休学者数」》のとおりである。【解釈指針6-2-1-1】

**基準 6-2-2**

**入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。**

(基準 6-2-2 に係る状況)

《別添資料 49「学生数の状況」(別紙様式 2)》のとおり、年度によって入学者数が定員を若干上下しているが、上述のとおり、合格者数の決定に当たっては、細心の注意を払っている。その甲斐あって、入学辞退者数の予想が難しいにもかかわらず、入学者数が所定の入学定員と大きく乖離している状態にはない。

**基準6-2-3：重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本法科大学院は、平成22年度に入学定員を100名から80名に変更した。そして、現時点では、以下の理由から、これ以上の見直しは必要ないと考えている。

まず、在籍者数は適切な状況にある。《別添資料49「学生数の状況」（別紙様式2）》

次に、入学者選抜における競争倍率は3倍から4倍の状態を維持している。《別添資料49「学生数の状況」（別紙様式2）》【解釈指針6-2-3-1】

更に、専任教員は十分に確保されており、分野の面でもバランスの取れた布陣となっている。《別添資料76「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》

最後に、修了者の進路及び活動状況について、司法試験における合格率は2年課程、3年課程とも全国平均を上回る成果を上げている。

なお、実際に入学試験を実施する入学者選抜委員会のほかに、入試制度を検討する恒常的な委員会（入試制度検討委員会）を設けており、実際の入学者の動向を注視しつつ、入試制度の改革に継続的に取り組んでいることを特記しておく。

## 2 特長及び課題等

### 1. 特長

(1) 多様な能力・資質を持った入学者を確保するため、多面的な選抜方法を採用するとともに、東京試験場を設けるなど、広く天下に人材を求めている。その成果として、社会人及び非法学部出身者の割合、出身大学、年齢構成などの点において多様な学生が、実際に入学している。

(2) アドミッション・ポリシーや選抜方法について募集要項やウェブサイト上で明快な説明を行うとともに、志願者等からの質問に対しても迅速かつ詳細に回答している。

### 2. 課題等

特になし。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本法科大学院においては、新学期開始時に「入学生ガイダンス」を実施している。その際、法科大学院長・研究科長・札幌弁護士会法科大学院支援委員会委員長及び実務家教員が、学習上の心構えなどとともに、本法科大学院の教育理念や法曹として期待される人間像について、それぞれの立場から説いている。また、入学生ガイダンスでは、本法科大学院に一日も早く馴染んでもらうために、教務上・生活上のガイダンスや各科目担当教員による科目ガイダンスを実施するとともに、教員・事務職員及び学生全員の自己紹介を行っている。《別添資料58「平成24年度法科大学院入学者ガイダンス配付資料」》、【解釈指針7-1-1-1】

また、本法科大学院では、「クラス担任制」を設け、クラス担任教員（5名）が学生の生活全般にわたる相談を受け付けることとし、加えて、教務委員、学生委員、学生支援委員などの委員によるきめ細かい学習支援体制を整えている。《別添資料61「平成24年度学生便覧（法科大学院）」5～6頁》、【解釈指針7-1-1-1】

更に、法実務基礎プログラムの科目については、学生のほとんどは、必修及び選択必修の法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習A・Bを履修しており、選択科目のローヤリング＝クリニックA・Bについては、履修者数に変動はあるものの（平成20年度68名、平成21年度28名、平成22年度37名、平成23年度22名〔以上、前期・後期の合計〕）、「移動法律相談」（函館や旭川に出張しての法律相談）の日程を織り込んだりしながら、きめの細かい履修指導を行っており、着実に授業の成果を上げている。また、夏季休業や冬季休業などに実施するエクスターンシップにも毎年約半数の者が参加しており（平成20年度60名、平成21年度54名、平成22年度45名、平成23年度35名）、研修先の法律事務所等の確保に努めている（札幌と東京を合わせて、平成20年度57カ所、平成21年度54カ所、平成22年度45カ所、平成23年度35カ所）。【解釈指針7-1-1-1】

入学時の学習支援については、未修・既修を問わず、入学前の学生全員に対して、合格発表直後と入学手続終了後の2回にわたり、入学前の学習指導として、推薦図書の内容、課題の提示などを行い、学生が入学直後から効果的な学習が行えるよう配慮している。《別添資料59「北海道大学法科大学院・合格者の皆さんへ」》、《別添資料60「平成24年度入学者の皆さんへ（お知らせ）」》、【解釈指針7-1-1-2（1）】

特に、法学未修者については、法律基本科目で法学未修者に履修するよう強く指導している民事法基礎ゼミ、刑事法基礎ゼミにおいては、実務家教員が中心となって懇親会

や夏期特別研修合宿を開催し、学習の方法を懇切に指導している。また、法律基本科目（1年目科目）担当教員によるオフィスアワーの際の学習指導が、法学未修者にとり効果的であり、学生もオフィスアワーをよく利用している。【解釈指針7-1-1-2(2)】

オフィスアワーに関しては、前述のように教員全員が、少なくとも週に1コマのオフィスアワーを設定し、教員の研究室や各講座の資料室で学生の質問・相談に応じ助言を行っている。また、オフィスアワーの時間帯を学生に周知させるため、毎学期の初めに、全教員のオフィスアワー一覧表を掲示している。《別添資料20「平成24年度法科大学院教員オフィスアワー一覧」》、【解釈指針7-1-1-3】

その他、学習環境を一層充実させるための支援策として、全学的な制度として学生相談室があるほか、法学研究科・法学部に独自の制度として、学生支援相談室(学生委員＝教員で構成)が、広く学生の意見・要望を聞き入れている。後者に関しては、相談受付窓口として、「学生投書箱」及び電子メールによる「学生相談メール」窓口を用意しており、法学研究科・法学部の学生から、様々な意見・要望を受け付けている。【解釈指針7-1-1-3】

学生投書箱については、定期的に投書の有無をチェックし、投書の内容に応じて、関係する部署・担当者と協議の上、問題解決に向けた対応策を講じ、その結果について、投書者のプライバシーに配慮しつつ、投書への「回答」という形で公示している。学生相談メールは随時受け付け、担当の学生委員が、案件を各担当者と協議の上、問題解決・回答に努めている。投書内容は多岐にわたり、施設設備の改善要求、授業の進め方への要望、教員・事務職員への要望事項などが含まれる。法科大学院関係の投書としては、施設・学習環境面への要望が多い。《別添資料62「北海道大学学生相談室規程」(昭和60年6月26日海大達第24号)》、《別添資料63「学生支援室の設置申し合わせ」(平成15年4月17日教授会決定)》

「学習支援の体制」として、本法科大学院では、「法科大学院支援室」、「教材センター」及び「法科大学院支援専門員」等を設けている。

「法科大学院支援室」では、法学・政治学専攻の、公法資料室、民事法資料室及び刑事法社会法資料室勤務の3名の助手等が、各種の事務連絡や教材作成を支援している。このほか、法令・判例新刊雑誌室の助手(1名)が、法科大学院支援員を兼務して、法科大学院生の学習を支援している。

また、本法科大学院は、教員が授業を進める際の学習・教育支援システムとして、「学習支援情報共有システム(法シェア)」(平成24年3月末まで)や「TKC教育支援システム」(同年4月から)を導入している。LANネットワークを利用しての課題や授業での発表レジュメ、学习上必要と思われる文書ファイル、関連リンク等の掲示や、学生が提出したレポートへの講評を付しての回答に利用するなど、教員と学生の創意と工夫によって、多様な使用方法を試みている。これらのシステムの管理運営については、情報教育に詳しい教員が責任者となるとともに、法科大学院支援室が、日常の運用を支援している。

「教材センター」では、人員が常駐(5名だが、交替制勤務であり、実質は1名)し、教員及び法科大学院支援室員からの教材原稿の受付、教材印刷、学生への配付業務を担当している。

「法科大学院支援専門員」(1名)は、院長、諸委員会の業務を補助するほか、学習支

援のうち，法科大学院全体に関わるものを担当している。

このほか，法科大学院学生自習室でのネットワークトラブルや設備上の問題を解決するため，専門知識を持つ職員が，情報システム運用室に配置されている。【解釈指針7-1-1-4】

## 7-2 生活支援等

### 基準7-2-1

**学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。**

(基準7-2-1に係る状況)

法科大学院学生に対する経済的支援の制度として、学生に、日本学生支援機構奨学金の活用を促している。本制度は、入学試験及び入学後の学業成績優秀者に対して、その人数枠の範囲内で、奨学金を貸与・支給することとしている。

また、本学全体の制度として従来から授業料免除・徴収猶予、入学料免除・徴収猶予等の制度があるが、法科大学院をはじめとする専門職大学院の開設に伴い、従来の制度を拡充させ、入試成績の上位者について、入学料と初年度の授業料を免除する制度(成績優秀者特別免除制度)を設け、パンフレットや入試説明会等でも情報提供を行っている。《別添資料64「北海道大学授業料等免除内規」(昭和36年3月30日学長裁定)》《別添資料65「法科大学院における成績優秀者に対する入学料及び授業料免除の基準」(平成17年1月25日教育改革室)》、《別添資料66「平成24年度学生便覧(法科大学院)」6～9頁》

更に、他の団体等が給付又は貸与する奨学金の募集要項を掲示し、情報提供を行っている。

以上の業務を担当するものとして、学生支援委員を設置している。【解釈指針7-2-1-1】

学生の修学や学生生活に関する諸問題については、本法科大学院では、クラス担任、学生委員などが、オフィスアワーなどを利用して個別の相談に応じ、適切な助言ができるよう努めている。

また、各種ハラスメントやメンタルヘルス上の問題については、全学的に次のような取り組みを行っている。各種ハラスメントに対しては、全学の各部局内に教員であるハラスメント相談員を配置するとともに、学外の専門のカウンセラーに相談できる体制を整えている。《別添資料67「国立大学法人北海道大学ハラスメント防止規程」(平成16年4月1日海大達第102号)》、《別添資料68「北海道大学におけるハラスメントの防止に関するガイドライン」(平成19年1月12日、ハラスメント防止等対策室会議)、「北海道大学ではハラスメントを黙認しません！」(北海道大学ハラスメント防止対策室配布パンフレット)》

メンタルヘルスに対しては、保健センターが、専門の医師や臨床心理士を配置しており、週5日の相談体制を組んでいる。法科大学院新入生については、入学者ガイダンスの際に、カウンセリング相談についての案内パンフレット「心の健康を保つために」を配布している。《別添資料69本学ウェブサイト「保健センター利用案内」》、《別添資料70「心の健康を保つために」(北海道大学保健センター精神衛生相談室)》、【解釈指針7-2-1-2】



## 7-3 障害のある学生に対する支援

**基準 7-3-1**

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7-3-1 に係る状況)

本法科大学院は、身体に障害のある者に対して学習機会を提供できるよう、修学上の支援体制の整備に取り組んでいる。施設・設備面では、全学的な取り組みとして、新規の建物については設計段階から障害者用設備を組み込んでいることは当然として、旧来の建物施設についても、漸次、スロープ、階段手すり、エレベーター、身障者トイレなどの施設及び設備の整備充実に努めている。【基準 7-3-1 (1)】

本法科大学院には、現在、身体に障害があるために特別の支援を必要とする学生は在学していないが、平成 19, 20 年度には障害により筆記に時間を要する学生がいたため、定期試験の時間を延長する等の措置を講じた。今後も、身体に障害のある学生が入学した際には、必要な修学上の支援、実習上の特別措置を講じる予定である。【基準 7-3-1 (2)】

#### 7-4 職業支援（キャリア支援）

##### 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

職業支援については、全学的組織として「キャリアセンター」が設けられている。キャリアセンターは、民間企業の就職情報や各種国家試験の受験情報を提供し、企業説明会を開催するとともに、個別の就職相談への対応や、授業の一環でもあるインターンシップの運営等により、学生の就職活動をバックアップしている。《別添資料71「北海道大学職業紹介業務規程」（平成14年3月20日海大達第8号）》、《別添資料72本学ウェブサイト「北海道大学キャリアセンター（利用方法・サービス内容 紹介）」》。

また、本法科大学院では、平成20年度からキャリアサポート委員を設置し、司法試験合格を果たした修了生の就職活動を支援するのはもちろんのこと、法曹からの転身をはかる修了生に対しても民間企業等への就職を支援するため、毎年1回程度説明会・懇親会等を企画し、修了生への支援を行っている。修了時には、修了者全員にジュリナビのIDとPWを発行し、ジュリナビへの登録を促してきた。《別添資料73「第3回 法曹から転身を考えている法科大学院・修了生のための懇談会」（2010年7月9日）》

更に、本法科大学院は、法科大学院学生の進路指導の一環として、毎年、実務家や法学研究者などによる学生向け講演会・懇談会を企画実施している。平成21年度に3回、平成22年度に2回、平成23年度に3回、裁判官、弁護士等を招き、講演会等を開催した。講演の話題は、法曹を目指すことの意義や弁護士・修習生の活動の様子、修習生に求められていること等、多岐にわたったが、学生にとっては、自らの志望を確認・強化する上で、大きな刺激となっている。《別添資料74「講演会のお知らせ 今、法曹を目指すことの意義と法曹として活躍することの魅力」（2011年10月6日）》

個別の実務家教員による、日常的で懇切かつ熱心な学習指導も功を奏している。学生にとっては、実務家教員との型にはまらない和やかな会話を通して、自ら希望する法曹の具体的な業務内容やそれを取りまく人間関係等に関する有益な情報を得る機会となっている。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

学習支援に関しては、オフィスアワーやクラス担任制さらには学生投書箱などが有効に機能しており、学生の学習指導や意見・要望の組み入れには、きめ細かく対応している。また、毎年新学期の早い時期に、新入生歓迎の意味を込めて、新入生、在校生、修了生、教員が集う懇親会を開催するとともに、各学年や科目別の懇親会や情報交換の機会を設定するなどの配慮をしている。

生活支援に関しては、日本学生支援機構奨学金、本学全体の授業料・入学金の免除・徴収猶予制度について情報を提供するほか、入試成績上位者に対する入学料・初年度授業料免除制度を設けて、学生の経済的支援を図っている。

就職支援に関しては、学生の相談窓口として、全学的組織とは別にキャリアサポート委員を置き、学生・修了生に対する指導、助言を行うほか、学生・修了生向けの講演会の開催や実務家教員による個別の指導は、学生が主体的に進路を選択するに当たって有益な情報を提供している。

### (2) 課題等

就職支援に関して、修了生、特に司法試験に合格できていない修了生に対する就職支援が課題である。そのためにはまず、司法試験に合格できていない者の状況把握をする必要があるが、本人から本法科大学院に連絡してくることは少なく、また、本法科大学院による情報収集も個人情報との関係でどうしても限界がある。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

平成22年度に、1学年の学生定員を100名から80名へ変更した。これにより、学生定員が80名である本法科大学院においては、16名の専任教員を必要とするところであるが、現時点で21名（みなし専任教員は2名）の専任教員を擁している。また、専任教員21名のうち5名は専・他教員であるが、専任教員のほか、32名の兼担及び兼任教員が本法科大学院の教育を担当している。《別添資料75「教員一覧」(別紙様式3)》、《別添資料76「科目別専任教員数一覧」(別紙様式4)》

**基準 8-1-2 : 重点基準**

基準 8-1-1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院は、21名の専任教員を擁しているが、そのうち研究者教員は15名（その内5名は専・他）であり、その全員が、各専攻分野について教育上及び研究上の優れた業績を有している。また、実務家教員は6名（その内2名はみなし専任）であり、その全員が、法曹（裁判官、検察官又は弁護士）として10年以上のキャリアを有し、高度の専門的能力と技術、そして優れた知識と経験を有している。各教員の教育上又は研究上の業績等について、北海道大学大学院法学研究科・法学部〔自己点検・評価報告書〕及び『評価資料集』（平成22年3月）として公表しているもので、参照されたい。《別添資料77「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」》、《別添資料78同「資料集」》

また、全学の大学情報データベース（<http://hecate.general.hokudai.ac.jp/welcome/top-page-jpn.html>）に、教員の教育、研究、大学運営、社会貢献活動を登録し、本学ウェブサイトにおいて公表している（<http://www.hokudai.ac.jp/>）。兼任教員ないし非常勤講師については、同データベースには登録されていないものの、その任用に当たっては、法科大学院教員会議及び大学院法学研究科教授会の議を経ており、経歴及び業績についても紹介、討議しており、本法科大学院のウェブサイトの「スタッフ紹介」欄にも経歴及び研究分野等を掲載している。

なお、21名の専任教員のうち、5名については、専・他教員として法学政治学専攻修士課程学生の指導教員となっているが、その他の専任教員については修士課程学生の指導教員とはなっていない。【解釈指針8-1-2-1】、【解釈指針8-1-2-2】

**基準 8-1-3**

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

(基準 8-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院における教育研究の質を確保するため、「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」を設け、これに則した選考を行っており、これにより教員の教育上の指導能力等を適切に評価している。《資料「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」》

また、採用及び昇任の手続の詳細は、以下のとおりである。

研究者教員については、研究科長のもとで開催される大学院法学研究科人事計画委員会において、予備選考責任者が指名される。次に予備選考責任者が教員候補者を選定し、大学院法学研究科教授会で報告の後、同教授会において投票により審査委員を決定する(審査委員は5名。ただし、研究科長はあて職なので、実際には4名を選ぶことになる)。5名の審査委員が委員会を開催し、審査の結果を同研究科教授会で報告し、その後、投票により採用の可否を決する(可とされるためには、出席者の3分の2以上の賛成を要する)。

実務家教員(みなし専任を含む)については、予備選考責任者は研究科長が、選考委員会は法科大学院人事委員会が行う。審査の結果は大学院法学研究科教授会に報告され、同教授会で採用の可否を決する。

専任教員の昇任の手続は、専任教員の採用の手続(上述の手続)と全く同一である。

兼任教員(大学院法学研究科に所属しているが、専任教員となっていない者)が開講する科目については、他の教員が開講する科目と同様、法科大学院教員会議の「議題」とされている。

特に実務家教員に関しては、裁判官については最高裁の、検察官については検察庁の、弁護士については札幌弁護士会の、それぞれ推薦に基づき、人事を進めている。このうち弁護士については、人事採用の1年前に、当該科目のそれまでの授業アンケート・学生の成績・その他を踏まえて、実務家教員の資質・経験年数・得意分野などに関する法科大学院側の基本的な考え方と要望を文書で札幌弁護士会法科大学院支援委員会に伝え、同支援委員会はそれを踏まえて人選を行っている。

資料「法科大学院教員選考に関する申し合わせ」

[平成 16 年 2 月 19 日研究科教授決定]

(趣旨)

- 1 法科大学院における教育研究の質を確保するために、法科大学院への所属を予定した教員(以下「法科大学院教員」という。)の選考は、この申し合わせによるものとする。

(人事計画の策定)

- 2 法科大学院教員の選考は、法科大学院人事委員会が作成し、法科大学院教員会議で

承認された総合的な人事計画に基づいて行う。

(予備選考責任者)

- 3 法科大学院教員の採用人事を始めるに当たって、研究科長は、法科大学院人事委員会の了承を得て候補者の予備選考に当たる者（以下「予備選考責任者」という。）を指名し、法科大学院教員会議に報告する。

(予備選考委員会)

- 4 当該教育科目又は当該講座から申し出がある場合には、研究科長は、予備選考責任者に代えて予備選考委員会を設置し、その旨を法科大学院教員会議に報告する。

予備選考委員は若干名とし、法科大学院人事委員会の了承を得て研究科長が指名する。

(候補者に関する情報提供)

- 5 法科大学院教員会議構成員は、予備選考責任者又は予備選考委員会に対し、候補者に関する情報を提供することができる。

(候補者の推薦)

- 6 予備選考責任者又は予備選考委員会は、候補者に関する情報を収集・整理し、予備選考を行って、単数又は複数の候補者を研究科長に推薦する。

(選考委員会の設置)

- 7 研究科長は、この結果を研究科教授会に報告し、大学院法学研究科・法学部内規第15条の規定に基づく選考委員会の設置を求める。

(実務家教員)

- 8 法科大学院における実務家教員（専任・みなし専任）の選考手続は、別に定めるところによる。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

## 8-2 専任教員の配置及び構成

### 基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

既に述べたとおり、平成22年度以降、本法科大学院の1学年の学生定員は80名であるため、基準8-2-1に基づき必要とされる専任教員数は16名であるが、それを超える21名（うち、みなし専任教員は2名）の専任教員を配置している。《別添資料75「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料76「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》、【解釈指針8-2-1-1】、【解釈指針8-2-1-3】

専任教員21名中、教授は12名（特任教授を除く。）であり、半数以上を教授が占めている。《別添資料75「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料76「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》、【解釈指針8-2-1-2】

本法科大学院は、法律基本科目（基礎プログラム及び深化プログラム）を法曹としてのコモンベーシックを要請する科目として重視しており、その結果、12名の専任教員を、法律基本科目を適切に指導できる専任教員として配置している。平成24年度についてこれを見ると、専任教員のうち法律基本科目を担当する研究者教員の内訳は、憲法1名、行政法2名、民法4名、商法1名、民事訴訟法1名、刑法1名、刑事訴訟法1名である。また、憲法を指導できる実績を有するが、平成24年度においては、展開・先端科目に当たる「立法過程論」を担当しており、基本科目は担当していない専任教員1名がいる。《別添資料75「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料76「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》

法律基本科目のほか、法律実務基礎科目や展開・先端科目にも、適宜専任教員を配している。法律実務基礎科目（法実務基礎プログラム）については、理論と実務の架橋を図るための科目として重視しており、その結果、専任の実務家教員6名（その内2名はみなし専任教員）配置している。平成24年度におけるその内訳は、以下のとおりである。

①民事実務演習A・B、刑事実務演習A・B、司法制度論：

実務家専任教員2名、実務家みなし専任教員2名

②ローヤリング＝クリニックA・B：実務家専任教員1名

③法曹倫理I・II：実務家専任教員1名

更に、展開・先端科目（先端・発展プログラム）について3名の専任教員を擁しており、



その内訳については、本法科大学院は特に知的財産法の教育を重視していることから、知的財産法に1名の専任教員（専・他）を、関連科目として経済法及び労働法にも専任教員も各々1名ずつ（経済法は専任、労働法は専・他）を配置している。

以上により、基準8-2-1に定める専任教員の必要人数は16名であるところ、本法科大学院においては、法律基本科目を重視すると同時に、理論と実務の架橋及び知的財産法を中心とした展開・先端科目とのバランスのとれた教育科目を提供するという教育目的及び理念の下で、実際には21名の専任教員を適切に配置している《別添資料75「教員一覧」（別紙様式3）》、《別添資料76「科目別専任教員数一覧」（別紙様式4）》、【解釈指針8-2-1-3】。

**基準 8-2-2 : 重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8-2-2 に係る状況）

平成 24 年度において、専任教員のうち、法律基本科目を担当する研究者教員は、憲法 1 名、行政法 2 名、民法 4 名、商法 1 名、民事訴訟法 1 名、刑法 1 名、刑事訴訟法 1 名である。《別添資料 75「教員一覧」（別紙様式 3）》、《別添資料 76「科目別専任教員数一覧」（別紙様式 4）》。これらの教員は全員、当該基本科目等を適切に指導できる専任教員に該当する。また、先端・発展プログラムに属する科目である「立法過程論」を担当する教員は、憲法専攻の専任教員として過年度において法律基本科目である憲法科目を担当した経験を豊富に有していることから、憲法を適切に指導できる専任教員数は 2 名である。

なお、本法科大学院は、入学定員が 80 名であるため、【解釈指針 8-2-2-1】には該当しない。

**基準 8-2-3**

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8-2-3 に係る状況)

基準 8-2-2 において述べたとおり、法律基本科目について適切な指導をすることができる専任教員が置かれていることはもとよりであるが、更に展開・先端科目についても、4名の専任教員を配置している。したがって、法律基本科目以外の諸科目についても、専任教員がバランス良く配置されている。また、以下に述べるように、教育上主要な授業科目のほとんどは専任教員が担当しており、その中でも選択必修科目に当たる科目 36 科目中の 29 科目 (8割強) は専任教員が担当している。

本法科大学院において、教育上主要と認められる授業科目には、次の3つのカテゴリーがある。

第1は、法律基本科目 (基礎プログラム及び深化プログラム) であり、法曹としてコモンベーシックを養成するための授業科目である。基礎プログラムは17科目17クラス、深化プログラムは12科目24クラス展開している (合計29科目41クラス) が、このうち科目数で22科目31クラスを、専任教員が責任をもって担当する体制をとっている。これにより、基礎プログラム科目と深化プログラム科目の総クラス数における専任教員が担当するクラスが占める割合は75パーセント強に上る。なお、基礎プログラムは、32単位中28単位の選択必修、深化プログラムは26単位中22単位の選択必修であったが、平成23年に行われた法学研究科規程の一部改正により、従来は深化プログラムに属していた民事法事例問題研究V (2単位) が法実務基礎プログラムの中の民事実務演習Bに変更されたことに伴い、平成24年4月以降、深化プログラムは12科目24クラスとなり、選択必修も24単位中20単位 (10科目) の選択必修へ改められた。

第2は、理論と実務の架橋をなす科目、すなわち、法律実務基礎科目 (=法実務基礎プログラム) であり、これもコモンベーシックの養成を目指すものであると同時に、特に法曹倫理、民事実務演習、刑事実務演習についてはその重要性に鑑み、(選択) 必修としている。より具体的には、民事実務演習Aは必修、民事実務演習B及び刑事実務演習A・B・Cの4科目から2科目の選択必修、法曹倫理はI・IIからの選択必修であり、専任教員と兼任教員の2クラス分担で開講される法曹倫理IIと平成24年度は開講されない刑事実務演習C (平成24年度は同演習Bの1クラスとして開講) 以外の、すべての科目を専任教員が担当している。

第3は、展開・先端科目 (先端・発展プログラム) の中でも、とりわけ知的財産法であり、またこれと隣接する経済法にも力を入れている。知的財産法・経済法関係では9科目設け、ただし、うち2科目については隔年開講であるため、平成24年度に開講されるのは7科目7クラスであるが、いずれのクラスも専任教員が担当している。

以上により、本法科大学院における専任教員の科目配置等は適正なバランスがとれたものであり、また、本法科大学院が教育上主要なものとして位置づけている授業科目の大半

は、専任教員によって担当されている《別添資料4「開講授業科目一覧表」(別紙様式1)》、《別添資料75「教員一覧」(別紙様式3)》。また、展開・先端科目については、知的財産法を特に重視した専任教員の配置を行っていることは上述のとおりであり、この点で、本法科大学院の教育の理念及び目的に応じた専任教員の配置を行っている【解釈指針8-2-3-1】。

他方、基礎法学・隣接科目(学際プログラム)については、本法科大学院の母体をなす本研究科が本法科大学院のほかに法学政治学専攻を抱え、また公共政策大学院の主体ともなっている関係上、専任教員を配するには至っていないが、この科目群においても多くの授業科目を開講し、この分野の教育に力を注いでおり、4単位以上の選択必修科目としている。

更に専任教員の年齢構成については、20代1名、30代2名、40代6名、50代10名、60代2名というように、40代、50代を中心としており、年齢構成の面でもバランスの取れた陣容である。《別添資料75「教員一覧」(別紙様式3)》、《別添資料76「科目別専任教員数一覧」(別紙様式4)》、【解釈指針8-2-3-1】

**基準 8-2-4 : 重点基準**

基準 8-2-1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-2-4 に係る状況)

1 学年 80 名を入学定員とする本法科大学院においては、必要とされる専任教員数は 16 名であるから、その 2 割、すなわち、4 名以上の実務家教員を要することとなる。そして、本法科大学院には 6 名（専任 4 名、みなし専任 2 名）の実務家教員が所属しているので、この基準を満たしており、そのいずれの実務家教員も、法曹資格取得後 10 年以上の実務経験を有している。《別添資料 75「教員一覧」（別紙様式 3）》、《別添資料 76「科目別専任教員数一覧」（別紙様式 4）》

実務家教員のうち、裁判官は民事実務演習 A を、検察官は刑事実務演習 A を担当している。またそれ以外の 4 名の弁護士教員も実務経験と関連のある科目を担当している。《別添資料 4「開設授業科目一覧表」（別紙様式 1）》、《別添資料 9「平成 24 年度講義要領シラバス」》、【解釈指針 8-2-4-1】

みなし専任教員 2 名（実務家）は、法科大学院教員会議内規により、法科大学院教員会議の正規のメンバーとなり、本法科大学院の組織の運営に参画している。《資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」第 2 条、第 3 条》

また、みなし専任教員については、6 単位以上の授業科目を担当している。《別添資料 75「教員一覧」（別紙様式 3）》、《別添資料 4「開設授業科目一覧表」（別紙様式 1）》、【解釈指針 8-2-4-2】

資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」（抄）

[平成 16 年 2 月 19 日制定]

(構成)

第 2 条 法科大学院教員会議は、法律実務専攻の専任教員及びみなし専任教員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(審議事項)

第 3 条 法科大学院教員会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組織運営に関すること。
- (2) 規程等の制定及び改廃に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 学生の入学及び修了に関すること。
- (5) 学生の身分に関すること。
- (6) 予算及び決算に関すること。
- (7) その他法科大学院（法律実務専攻）の教育に関する重要事項

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

**基準 8-2-5**

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも 3 分の 2 は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

前述のとおり、実務家教員 6 名のいずれもが、法曹資格取得後 10 年以上にわたり法曹としての実務に携わっており、法曹としての極めて高度の実務経験を有している。《別添資料 75 「教員一覧」(別紙様式 3)》

## 8-3 教員の教育研究環境

**基準 8-3-1**

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

各専任教員の授業負担は、学部等における負担も含め、いずれも年間 20 単位以下にとどめられており、12 単位から 16 単位であることが多い。ただし、法科大学院教育の負担は、従前の研究科・学部教育に比べて一層重くなっている。特に深化プログラムの授業科目については、その実質上の教育負担が重いことに配慮し、2 単位科目について、教員の授業負担数を計算上は 3 単位科目として扱うとする研究科・学部内措置を採っている。《別添資料 4 「開設授業科目一覧表」(別紙資料 1)》、《別添資料 75 「教員一覧」(別紙資料 3)》、【解釈指針 8-3-1-1】

**基準 8-3-2**

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

教員の研究専念期間については、北海道大学のサバティカル研修制度と法学研究科独自の研究期間制度という2つの制度が設けられている。

全学レベルでは、「国立大学法人北海道大学教員のサバティカル研修に関する規程」(平成18年4月1日、海大達第51号)に基づき、本学で勤務開始した日から起算して7年間継続勤務した教員には、申請により、原則として6ヶ月以上1年以内の研修期間を認める制度が設けられている。《資料「国立大学法人北海道大学教員のサバティカル研修に関する規程」参照》

また、研究科として、『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」という定めを設けている。ただし、ここでいう研究期間制度においては、年間4単位程度の授業負担を負うものとなっている。《資料『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」参照》

なお、本法科大学院開設以前は、概ね5年ないし6年に1回程度、この研究期間を取得できたが、法科大学院における授業負担、更に研究プロジェクト遂行との関係から、担当科目によっては、このような頻度での研究期間取得が難しくなっているのが実情である。

資料「国立大学法人北海道大学教員のサバティカル研修に関する規程」(抄)

(平成18年4月1日、海大達第51号)

(研修の要件)

第3条 サバティカル研修に従事することができる者は、本学の教員として勤務を開始した日から起算して7年間継続勤務した者とする。ただし、次回以後にあっては、直前のサバティカル研修が終了した日の翌日から起算して7年間継続勤務した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間を有する教員にあっては、最後に当該期間の終了した日の翌日から起算して7年間継続勤務した者とする。

(1) 6月以上の出張又は研修の期間

(2) 国立大学法人北海道大学職員就業規則(平成16年海大達第85号)第15条第1項第4号に規定する休職の期間

3 前2項の規定にかかわらず、定年による退職の日以前5年間は、原則としてサバティカル研修に従事することができない。

(研修期間)

第4条 サバティカル研修に従事することができる期間は、原則として6月以上1年以内の連続する期間とする。

(職務の免除)

第5条 サバティカル研修の期間中は、サバティカル研修に従事する教員が所属する教育研究組織等の定めるところにより、当該教育研究組織等の教育、管理及び運営に関する



職務を免除することができる。

(教育研究組織等の長の責務)

第6条 教育研究組織等の長は、サバティカル研修を実施するに当たっては、当該教育研究組織等の教育、管理及び運営に支障が生じないように必要な措置を講ずるとともに、計画的な実施に努めなければならない。

(出典：国立大学法人北海道大学規則集)

資料「『研究期間制度』に関する申し合わせ事項」

[平成15年11月13日 研究科教授会決定]

## 1 基本的事項

- (1) 本研究科の専任教員(原則として任期付きの教員を除く)の教育・研究能力を高めることを目的として研究期間制度を設ける。
- (2) 法科大学院(法学研究科法律実務専攻)の専任教員は、法科大学院に所属したままで研究期間を取るものとする。
- (3) 法学研究科法学政治学専攻の専任教員は、本研究科附属高等法政教育研究センターに所属して取ることもできる。
- (4) 研究期間は、原則として1年以内とする。
- (5) 各年度の研究期間取得候補者は、各大講座における従来の研究部運用の経緯と教育責任とを考慮して、大講座から研究科教授会に提案する。
- (6) 各年度において研究期間を取る専任教員の数は、原則として12名を超えることができない。

## 2 細目的事項

- (1) 研究期間中においても、一定の講義負担(4単位以内)を負うものとする。
- (2) 研究期間中は、原則として本研究科及び大学内の各種委員等の負担は免除する。
- (3) 研究期間中の学外における負担は、研究期間制度の趣旨にそったものでなければならない。
- (4) 研究期間を取った専任教員は、研究期間終了後研究報告書を教授会に提出する。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

**基準 8-3-3**

**法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。**

(基準 8-3-3 に係る状況)

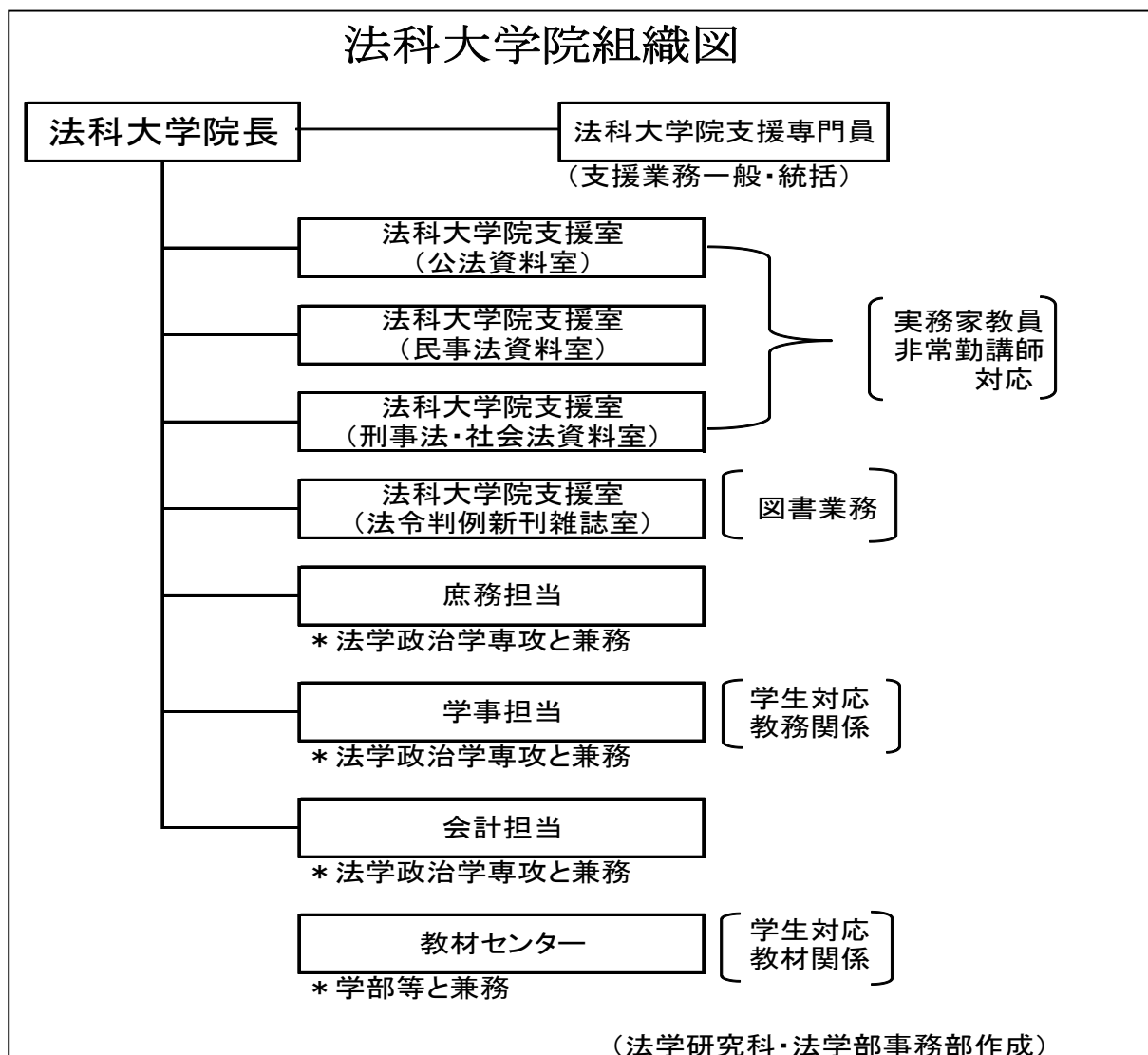
大学院生（法学政治学専攻を含む）の教務については、学部学生の教務とは別に、学事担当という専門部署（事務職員 3 名，非常勤職員 1 名の合計 4 名）が設けられている。

本法科大学院の支援業務一般等は、法科大学院支援専門員（1 名）が担当する。このほか、特に実務家教員や非常勤講師に対する十分な対応をするため、他の業務を主たる業務とする 3 つの法科大学院支援室（公法資料室，民事法資料室，刑事法・社会法資料室が兼務する。各室に 1 名の助手等が配置されている）が，適宜，支援している。このほか，法令・判例新刊雑誌が配架された法令・判例新刊雑誌室にも専門的な職員（2 名）が置かれ，その中の 1 名は，法科大学院支援員を兼務している。

また，教材等を作成・配付するため，教材センターを設け，常時 1 名の職員を配置している。

法科大学院教員会議開催の準備等は，事務部の担当係長（1 名）が担当している。

なお，以上の職員組織を図示するなら，以下のようなになる。また事務職員以外の，例えば教員（助教等）やリサーチ・アシスタント等による補助は実施していないが，授業の実施に当たり，特に支障は生じていない。



- (1) 法科大学院支援専門員：院長室に常駐（1名），支援業務一般を統括，非常勤。
- (2) 法科大学院支援室：公法資料室，民事法資料室，刑事法・社会法資料室に常駐（各資料室に1名，計3名），実務家教員及び非常勤講師に対応，3名とも常勤。
- (3) 法科大学院支援室：法令判例新刊雑誌室に常駐（1名），図書関係，常勤。
- (4) 庶務担当：事務室に常駐（5名），庶務関係，常勤。
- (5) 学事担当：事務室に常駐（4名），教務関係・学生対応，常勤3名・非常勤1名。
- (6) 会計担当：事務室に常駐（4名），会計関係，常勤。
- (7) 教材センター：教材センターに常駐（5名だが，交替制であり，常駐しているのは1名），教材の作成・配付，5名とも非常勤。

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

第1に、本法科大学院の法律基本科目については、科目間の専任教員の配置のバランスも含め、充実した専任教員陣を揃えている。実務家教員が担当する授業科目についても、同様である。必修系の授業科目については、そのほとんどを専任教員が担当しており、法科大学院における教育について責任ある態勢を確立している。

第2に、法律基本科目について適切な専任教員の配置を確保すると同時に、理論と実務の架橋という理念の下で充実した実務家教員を専任教員として配置しており、また、展開・先端科目についても、知的財産法をはじめとした特色ある専門職教育の理念と目標に応じた専任教員の配置を確保している。

第3に、法科大学院における教育負担が増加する中でも、法科大学院の専任教員についても研究専念期間を確実に確保するための方策を、粘り強く講じている。

### (2) 課題等

第1に、法科大学院の教育負担（授業及び管理運営上の各種の負担）が相当なものであるため、教員の研究時間の確保が依然として課題となっている。法科大学院における教育水準を維持向上させるためには、研究時間等の確保が重要である。

第2に、法科大学院生に対する教育自体は教員しかできないが、授業の実施等を支援する業務（教材作成、教育に関連する資料収集、教育ツールの維持・管理、入試業務、ファカルティ・ディベロップメント関連業務、教務事項の整理・分析等の業務）について十分な教育支援体制を作ることにより、教育研究環境を悪化させないと同時に、法科大学院生に対する、より丁寧できめ細かな指導を確保することが、今後とも引き続き課題となっている。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）本法科大学院には、法科大学院の教育課程・教育方法・成績評価・修了認定・入学選抜方法・教員人事その他の重要事項を審議する会議として、「法科大学院教員会議」を設置している。本法科大学院には、専任の長である法科大学院長が置かれている。《別添資料75「教員一覧」（別紙様式3）》、《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規」第18条、第19条》、《資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」第2条、第3条》、【解釈指針9-1-1-1】、【解釈指針9-1-1-3】

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部内規」（抄）

第18条 法科大学院に法科大学院教員会議を置く。

2 法科大学院教員会議の組織及び運営については、研究科教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

第19条 法科大学院長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- （1）法科大学院長の任期が満了するとき。
- （2）法科大学院長の辞任の申出を法科大学院教員会議が相当と認めたとき。
- （3）法科大学院長が欠けたとき。

2 法科大学院長候補者は、法科大学院教員会議の議を経て、研究科長が指名する。

（出典：大学院法学研究科・法学部内規集）

資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」（抄）

第2条 法科大学院教員会議は、法律実務専攻の専任教員及びみなし専任教員（以下「構成員」という）をもって構成する。

第3条 法科大学院教員会議は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）組織運営に関すること
- （2）規程等の制定及び改廃に関すること
- （3）教育課程の編成に関すること
- （4）学生の入学及び修了に関すること
- （5）学生の身分に関すること
- （6）予算及び決算に関すること
- （7）その他法科大学院（法律実務専攻）の教育に関する重要事項

（出典：大学院法学研究科・法学部内規集）

(2) 法科大学院教員会議は、専任の法科大学院教員によって構成している。《前掲資料「北海道大学大学院法学研究科法科大学院教員会議内規」第2条》、【解釈指針9-1-1-2】

(3) なお、教育プログラムの改善精査等、法科大学院を適切に管理運営するには、関係機関との緊密な連携が必要である。本法学研究科では、1999年から、札幌弁護士会との法科大学院に関する協議会を設け、定期的に意見交換を行っている。

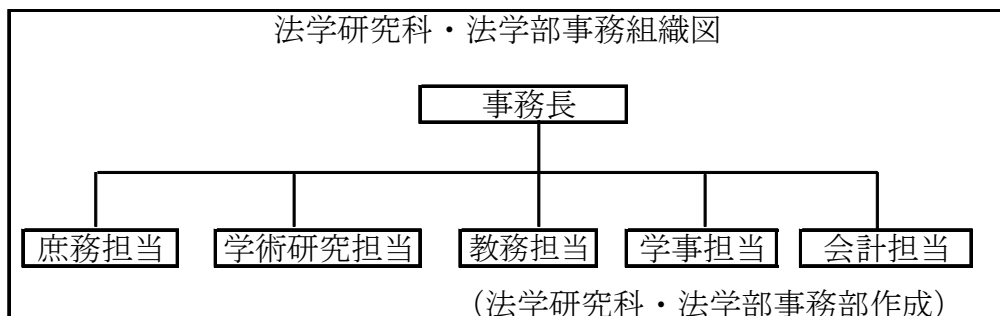
また、札幌弁護士会には、2003年から法科大学院支援委員会が設けられ、特に実務家教員（弁護士）の採用に当たっては、同委員会の助言をも参照して、人材の適切な確保に努めている、

**基準 9 - 1 - 2**

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

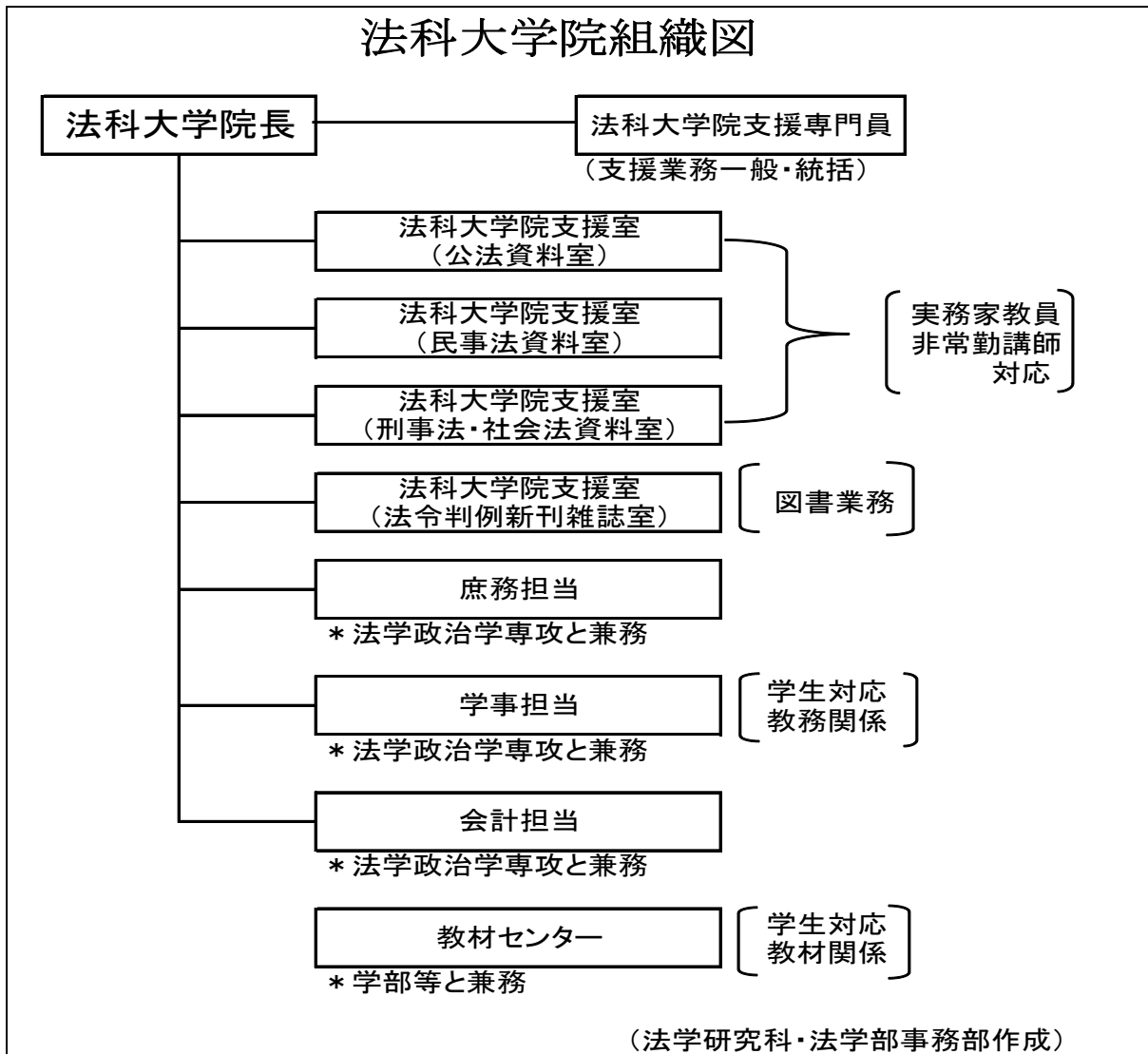
(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

- (1) 本法科大学院の管理運営を行うための事務は、法学研究科・法学部の事務組織が担当している。本法科大学院を含む大学院法学研究科の教務等に関する事務は、法学研究科の学事担当（4名）が担当している。《資料「法学研究科・法学部事務組織図」》



- (2) 法科大学院長の業務及び本法科大学院の委員会に係る支援業務等は、法科大学院長室に配置している法科大学院支援専門員（1名）が担当している。
- (3) 本法科大学院の授業の実施等に係わる支援業務は、法科大学院支援室（公法資料室，民事法資料室，刑事法・社会法資料室，法令・判例新刊雑誌室が兼ねている）に配置している支援員が担当する（4名の助手等が兼務している）。
- (4) 教材の作成・印刷等の作業は、教材センター（107号室）に配置している職員が担当している。

《資料「法科大学院組織図」》





**基準 9-1-3**

**法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。**

(基準 9-1-3 に係る状況)

(1) 本法科大学院における教育活動等を実施するために必要な予算については、法学研究科全体の予算に組み込んで決定している。ただし、本法科大学院の図書予算については、その重要性を考慮して法学研究科教授会の定めた予算の範囲内で法科大学院教員会議が決定している。《別添資料 79「法科大学院図書予算(平成 23 年度)」》

(2) 本法科大学院の開設に際して、大学全体の予算から特別の予算を措置した(平成 15 年～平成 17 年の 3 年間)。しかし、その後は大学院法学研究科全体の予算の中から配分される予算の中で、法科大学院の教育活動等を遂行するための経費を法科大学院予算として計上している。

なお、本法科大学院の教育目的を達成するためには、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップ等の臨床法教育を中心に多大な経常費が必要であり、予算面での長期的・計画的な確保が課題である。

(3) 本法科大学院の運営に関する財政上の事項については、大学院法学研究科予算全体の決定手続きにおいて、本法科大学院の意見ないし要望を聴取する機会がある。【解釈指針 9-1-3-1】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

本法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい、独自の管理運営の組織、管理運営を行うために必要な人的資源を配置するなど適切な事務体制を有している。

### (2) 課題等

本法科大学院の教育目的を達成するためには、ローヤリング＝クリニック、エクスターンシップ等の臨床法教育を中心に多大な経常費が必要であり、予算面での長期的・計画的な確保が課題である。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

(1) 本法科大学院における授業(基礎プログラム、法実務基礎プログラム及び深化プログラム、先端・発展プログラム、学際プログラム)には、人文・社会科学総合教育研究棟の法学研究科が専用する講義室・演習室等(W101, W203, W204, W301, W302, W401~403)、文系共同講義棟の法学研究科が専用する講義室(5番教室, 8番教室)、法学部研究棟の法学研究科が専用する演習室(321号室, 403号室)を使用している。

法科大学院専用でない施設として、講義室・演習室等の一部について共用の施設があるが、法科大学院の授業の実施には支障がない。

演習室等は、空き時間に、法科大学院生の自主的なグループ学習のために、使用している。

講義室・演習室の設備及び機器については、別添資料80「各施設に配備されている設備及び機器についての概要」参照。また、パソコンを使用して実施する授業のため、共同演習室(W204)に、パソコン等を配備している。

法律実務教育の充実のため、多目的室(W301)は法廷教室として設備されている。

法科大学院の授業に使用する教材・資料等の印刷を行う印刷室(106号室)には、各種の印刷機器を配備している。また、授業に使用する教材・資料等の印刷業務を担当する教材センターの職員のために教材センター(107号室)を整備している。教材センターでは、事前の資料の配付も行っている。【解釈指針10-1-1-1】

(2) 本法科大学院生は、法科大学院自習室を共同して使用している。自習室は祝日・休日を問わず24時間の使用が可能である。

法科大学院生の自習室には、各自専用の学習机(仕切付きのキャレル)・椅子・書棚・ロッカーを配備している。各自の席から、ノートパソコンを使用して、学内LANに接続してインターネットを使用する。このため、電源コンセント、LAN及びインターネット接続コンセントを各机に配備している。

附属図書館内のオープンエリア、リテラシールームにも、パソコン等を配備して、法科大学院生の利用に供している。このパソコンは、学内LANに接続している。学内LANは、「図書管理検索システム」、「判例検索システム」及び「TKC教育支援システム」(本評価書Ⅲ第7章7-1-1参照)に接続している。大学院法学研究科及び法学部の学生との共用ではあるが、情報端末室(203号室)に配備しているパソコン及びプリンターの使用も可能である。

また本法科大学院生は、ミーティングルーム（206号室，216号室，217号室）を利用することが可能であり、同室の利用は、法科大学院生の長時間学習をサポートする上で、極めて有効に機能している。

法科大学院自習室と同一の階に、法科大学院図書室（108号室）を設置している。図書室は、祝日・休日を問わず24時間の使用が可能である。

更に、法科大学院生が学習において使用する法令・判例等の資料を所蔵する法令・判例新刊雑誌室を法学研究科内（209号室，211号室，215号室）に設置している。ここには、検索用のパソコン及び複写機を設置している。また、法令・判例新刊雑誌室に隣接して、コピー室（213号室）を設けている。このほかに、事務部等と共用の複写機2台を複写室（002室）に設置している。法科大学院に近接する本学附属図書館においても、設置している検索用のパソコン及び複写機等を使用することが可能である。【解釈指針 10-1-1-2】

（3）本法科大学院には、専用の法科大学院図書室（108号室）を設置している。《資料「法科大学院図書室の利用についての定め」》

資料「法科大学院図書室の利用についての定め」

#### 法科大学院図書室の利用についての定め

- 1 法科大学院図書室（以下、「図書室」という。）の図書等の貸出は行わない。
- 2 図書室の図書等の利用は、閲覧及び複写とする。複写は、図書室に設置された複写機を使用する。
- 3 図書室の利用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。
- 4 図書室を利用することができる者は、次に掲げる者とする。
  - （1）法律実務専攻の専任教員
  - （2）法律実務専攻に所属する学生
  - （3）法律実務専攻を修了し所定の手続きを経た者
  - （4）その他法科大学院長が特に許可した者
- 5 前項第1号に掲げる者が図書等の利用を希望する場合は、学事係に申請して利用許可書（入室カード）の交付を受ける。

前項第2号に掲げる者には、入学時に利用許可書（入室カード）を交付する。

前項第3号または第4号により図書室の利用許可を希望する者は、利用許可申込書（別紙様式）を、学事係に提出する。許可された場合には、その者に利用許可書（入室カード）を交付する。
- 6 第4項第2号に掲げる者の利用許可書（入室カード）の有効期限は、在籍期間とし、同項第3号及び第4号に掲げる者の利用許可書（入室カード）の有効期限は、許可年度の年度末とする。

（出典：平成18年4月20日開催法科大学院教員会議議事録）

法科大学院図書室のほかに、法科大学院に隣接した位置に（渡り廊下によって通行可能）、法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館があり、更に、法学研究科内に、法学

教育及び研究に特に必要な法令・判例等の図書及び資料を配架している法令・判例新刊雑誌室（209号室，211号室，215号室）を設置している《資料「法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱」》。

附属図書館及び法令・判例新刊雑誌室の利用（閲覧・貸出・複写等）は，利用規則に従って行っている。法科大学院図書室の利用は，閲覧及び複写であり，持ち出しを認めていない。誰もが，いつでも利用可能にするための措置である。

#### 資料「法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱」

##### 法令・判例及び新刊雑誌等の管理に関する事務取扱要綱

1. 法令判例室に配架する図書は別紙のとおりとする。
2. 法令判例室に配架する図書の貸出しは行わないものとする。  
ただし，文献複写等のための一時持出しについては，この限りでない。
3. 法令判例室の利用時間は，平日午前9時から午後5時までとする。  
ただし，正午から午後1時までを除く。
4. 法令判例室の利用は，本学の職員，学生（大学院学生，研究生等を含む）及び研究科長が特に許可した者とする。  
法令判例室の利用希望者は，利用許可証の交付を受けなければならない。  
ただし，職員にあっては身分証明書，学生にあっては学生証をもって利用許可証に充てるものとする。
5. 法令判例室の閉室時の利用は，教授会構成員に限る。  
法令判例室の閉室時の利用を希望する教授会構成員は，申請によりカードキーの交付を受けることができる。  
法令判例室の閉室時の利用を希望する名誉教授・講師・助教は，法学部受付において鍵の交付を受けることができる。

（出典：大学院法学研究科・法学部内規集）

法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料の選定は，授業担当教員が行っている。このほか，法科大学院の図書予算に特別の項目を設けて，随時法科大学院生の希望に応じて，図書及び資料を購入しており，法科大学院生は，購入希望を文書又はインターネットを利用して申し出る《資料「学生図書購入希望申込書」》。

法科大学院図書室が所蔵する図書及び資料は，概算で約4,900冊であり，法科大学院における教育研究に必要な図書及び資料を，おおむね網羅している《別添資料81「法科大学院図書室所蔵資料」》。

資料「学生図書購入希望申込書」

法科大学院学生図書購入希望の申込について

- 1 法科大学院学生が共通に使用する図書を購入します。司法試験用の教科書・判例解説書・過去問解説書等の補助教材，所在不明の図書等，法科大学院生が購入希望する各種の資料を購入する予定です。
- 2 下記の申込書を使用して申し込んでください。複数の申出も可能です。複数の部数の購入を希望するときには，その旨を，申込書の購入希望理由に記載してください。  
法科大学院資料室に，ボックスを設置します。申込書は，これに入れてください。
- 3 インターネットを利用して，申し込むことができます。アドレスは，`bibliotheca61@juris.hokudai.ac.jp`です。その際には，申込書と同様に，書名等の情報を，知らせてください。
- 4 早めに申し込むことをすすめます。早く，購入することができます。
- 5 予算の制限がありますので，希望に応ずることができない場合があります。

(出典：17年度法科大学院教員会議議事録)

法学研究科の蔵書は，附属図書館が管理し，法令・判例新刊雑誌室に配架している図書及び資料は，同室に配置している2名の職員が管理している。法科大学院図書室には，図書及び資料の持ち出しを監視する機器を設置して，その管理を行っている。所在不明となった図書等については，年1回実施する蔵書点検によって確認し，速やかに補充の手続きを行っている。

法科大学院図書室内には，複写機及びプリンターを設置し，法科大学院生はこれを使用して図書資料等を複写する。このほか，DVDを利用するために，図書室内にパソコンを設置している。

法令・判例新刊雑誌室には，検索用のパソコン及び複写機を設置している。また，法令・判例新刊雑誌室に隣接して，コピー室(213号室)を設けている。

附属図書館においても，設置している検索用のパソコン・複写機等を使用することが可能である。

このように法科大学院図書室，法令・判例新刊雑誌室，附属図書館には，パソコンを配備しており，これらのパソコンを使用して，法科大学院図書室の「図書管理検索システム」及び「判例検索システム」に接続することが可能である。【解釈指針10-1-1-3】

(4) 法学研究科の蔵書を管理する本学附属図書館には，専門的な能力を有する図書館職員を配置している。

法令・判例新刊雑誌室には，司書の資格を有し，かつ専門的な能力を有する職員(2名)を配置しており，同室の資料に関するレファレンス業務を担当しているが，そのうちの1名は，法科大学院支援員を兼務し，法科大学院生の学習を支援している。【解釈指針10-1-1-4】

(5) 専任の研究者教員には、1室の専用の研究室を整備している。専任の実務家教員(4名)についても、同じである(310, 311, 507, 524号室)。みなし専任の教員(2名)についても、1室の専用の研究室(513, 521号室)を整備している。

これらの研究室には、机、本棚が整備されている。また、学内LANに接続し、インターネットを利用できるように整備されている。

非常勤教員には、共同の専用研究室(302号室)を整備している。同室は、研究科・学部との共用であり、法科大学院専用の研究室ではないが、非常勤講師が担当する講義の大多数は、休業期間に集中講義方式で実施しているので、事実上法科大学院専用の非常勤教員の研究室となっている。

この専用研究室には、机5台、本棚が整備されている。また、学内LANに接続し、インターネットを利用できるように整備されている。

基礎ゼミ担当の非常勤教員(合計8名)は、非常勤講師室(302号室)を使用している。基礎ゼミの授業回数は、平成23年度では刑事法については3回、民事法については7回である。平成24年度においても、ほぼ同程度である。非常勤教員の員数、授業回数等を考慮すると、非常勤講師室は、授業等の準備を行うことができるスペース、設備を十分に備えているものとする。【解釈指針10-1-1-5】

(6) 教員が学生と修学指導等につき面談するため、学生相談室(023号室)を整備している。【解釈指針10-1-1-6】

(7) 法科大学院図書室(108号室)は、専任教員、法科大学院生及び法科大学院長が特に許可した者等が使用する、法科大学院専用の図書室である。

講義室・演習室等の一部は法学研究科との共用であるが、法科大学院の授業の実施に支障はない。《別添資料82「校舎平面図」》、【解釈指針10-1-1-7】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

専任教員に、授業等の準備等を十分かつ適切に行うことができる専用の研究室を整備している。みなし専任教員についても、専用の研究室を整備している。

法科大学院生が日常の学習において使用する法科大学院自習室（祝日・休日を問わず、24時間の使用が可能）については、各学生のために固定席を確保しており、十分なスペースと利用時間を確保している。法科大学院生は、各自の席から、パソコンを使用して、図書及び資料を検索することが可能であり、また、図書室等は自習室に近接しており、自習室と図書室等との有機的連携を図っている。さらに、共用のミーティングルーム（206号室，216号室，217号室）を利用し、法科大学院生の長時間学習をサポートするなど、十分な学習環境を整備している。

図書室では、法律基本科目及び法律実務基礎科目等の教育研究に必要な図書資料（判例集・解説，注釈書・体系書・教科書，学習補助教材等）を収集しており，法科大学院図書室が備えるべき基礎的資料をおおむね収集できている。また，法科大学院生の希望に応じて，図書等の資料の充実を図るとともに，図書室が所蔵する図書資料について，持ち出しを禁止するための措置や，年1回の蔵書点検の実施，所在不明図書の迅速な補充等によって，適切な管理及び維持を図っている。

以上のように，教員の教育研究のための設備，法科大学院生の学習のための設備ともに十分に整えられ，適切に管理されているといえる。

### (2) 課題等

本法科大学院の授業には，一部法学研究科・法学部の講義室及び演習室を使用しており，法曹養成のため，50名～60名前後の学生の教育に対応し，授業実施上の設備を備えた，法科大学院専用の複数の教室の拡充が今後の課題である。



## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 1 1 - 1 自己点検及び評価

##### 基準 1 1 - 1 - 1 : 重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準 1 1 - 1 - 1 に係る状況）

##### 【実施状況の概観】

（1）本法科大学院の教育活動等の状況の点検及び評価については、教育内容や教育方法等の改善に資するため、学生による授業アンケート、教員相互の授業参観、学生投書箱の設置を企画し実施している。その結果は、教員各自にフィードバックし授業方法等の改善に役立てている。

（2）大学院法学研究科全体における自己点検・評価については、「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」に基づき、自己点検及び評価を実施し、その結果を、本法科大学院設置前の平成 15 年 3 月に、「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」として公表し、また、平成 21 年 3 月にも「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」として公表している。《別添資料 77「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」》、《別添資料 78 同「資料集」》

（3）本法科大学院では、平成 19 年度に独立行政法人大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受け、その評価結果に基づき、平成 20 年度に同機構から追評価を受けた。その際に、本法科大学院は、平成 19 年 6 月に法科大学院認証評価のための自己評価書を、平成 20 年 9 月には法科大学院認証評価（追評価）のための自己評価書を作成した。《別添資料 83「北海道大学法科大学院認証評価自己評価書」》《別添資料 84「北海道大学法科大学院認証評価自己評価書（追評価）」》

##### 【組織と評価項目について】

（4）本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検・評価の取組みとしては、これまで学生による授業アンケート、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観があり、これらの企画実施は本法科大学院の FD 委員会が担当している（本評価書Ⅲ第 5 章「教育内容等の改善措置」参照）。

（5）法学研究科・法学部全体における自己点検及び評価については、「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価委員会」が担当する。同委員会は、研究科長等によって構成されている。点検及び評価の項目は、この委員会が定めるところによる。これに基づき

平成21年度に教育，研究，国際交流，社会貢献につき報告書が作成されている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」第1条～第3条》，《別添資料77「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」》，《別添資料78同「資料集」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」（抄）

第1条 この内規は，国立大学法人北海道大学評価規程（平成16年4月1日海大達第68号。以下「評価規程」という。）第7条第2項の規定に基づき，法学部及び法学研究科（以下「本研究科」という。）の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会）

第2条 本研究科に，次に掲げる事項を行うため，北海道大学大学院法学研究科・法学部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- （1）本研究科の点検及び評価の基本方針並びに実施基準当の策定に関すること。
- （2）本研究科の点検及び評価の実施に関すること。
- （3）評価規程第9条第1項に規定する学外者による検証に関すること。
- （4）本研究科の点検及び評価に関する報告書等の作成及び公表に関すること。
- （5）法人評価及び認証評価に関すること。

第3条 委員会は，次の各号に掲げる者をもって組織する。

- （1）研究科長
- （2）副研究科長
- （3）評議員
- （4）講座責任者
- （5）事務長
- （6）その他研究科長が必要と認めた者 若干名

（出典：大学院法学研究科・法学部内規集）

（6）本法科大学院の自己点検及び評価については「北海道大学法科大学院点検評価専門委員会」が担当する。同委員会は法科大学院長等によって構成される。点検項目等については、「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」に定めるところによる。これに従って，（1）教育課程の編成，（2）成績評価の状況，（3）入学者選抜の状況，（4）学生の在籍状況，（5）専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況，（6）修了者の進路及び活動状況に関連して，自己評価がなされた。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規」第6条》《資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」》，《別添資料83「北海道大学法科大学院認証評価自己評価書」》，《別添資料84「北海道大学法科大学院認証評価自己評価書（追評価）」》，【解釈指針11-1-1-1】

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」

第6条 委員会に、点検及び評価に係る専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」

1 北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規第6条第1項に基づき、北海道大学法科大学院（以下、「法科大学院」という。）の自己点検及び評価に係る専門的事項を処理するために、北海道大学法科大学院点検評価専門委員会（以下、「本専門委員会」という。）を置く。

2 本専門委員会は、法科大学院の点検及び評価に係る、以下の事項を行う。

- (1) 法科大学院の点検及び評価の基本方針並びに実施項目の策定に関する事項。
- (2) 法科大学院の点検及び評価の実施に関する事項
- (3) 法科大学院の点検及び評価に関する報告書等の作成及び公表に関すること。

3 2(1)の「実施項目」は、以下の項目を含むものとする。

- (1) 教育目的
- (2) 教育内容
- (3) 教育方法
- (4) 成績評価及び修了認定
- (5) 教育内容等の改善措置
- (6) 入学者選抜
- (7) 学生の支援体制
- (8) 教員組織
- (9) 管理運営等
- (10) 施設、設備及び図書館等

4 本専門委員会は、以下の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 法科大学院長
- (2) 法科大学院長が指名した者

5 本専門委員会に委員長を置き、法科大学院長をもって充てる。

(出典：平成19年6月14日開催 法学研究科教授会議事録)

(7)「北海道大学法科大学院評価専門委員会について」の4の(2)にいう「法科大学院長が指名した者」は、平成19年度においては、以下の本法科大学院専任教員である。

《資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会委員名簿（平成19年度）」

資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会委員名簿（平成19年度）」

松久三四彦 笹田栄司 小名木明宏 村上裕章，  
長井長信 池田清治 林 靖

(法学研究科・法学部事務部作成)

また、平成24年度においては、以下の本法科大学院専任教員である。《資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会委員名簿（平成24年度）」》

資料「北海道大学法科大学院評価専門委員会委員名簿（平成24年度）」

松久三四彦 池田清治 小名木明宏 白取祐司 曾野裕夫 山下竜一  
山本哲生 亘理 格

（法学研究科・法学部事務部作成）

他方で、自己点検及び評価の結果を本法科大学院の教育活動等の改善に活用するため、本法科大学院の運営に関する会議である法科大学院教員会議及び教務委員会、FD委員会をはじめとする各種委員会が連携協力し、改善に取り組んでいる。結果について、法科大学院教員会議において報告し教員に周知するとともに、これによって、本法科大学院の教育活動等の改善を図っている。（本評価書Ⅲ第5章5-1-1参照）【解釈指針11-1-1-2】

**基準 11-1-2**

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 11-1-2 に係る状況)

(1) 平成 15 年 3 月に公表した「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」については、法学研究科教員に配付し、その内容を周知した。法学研究科の教育改善に必要なときには、研究科長は、その改善に努め、更にその改善策に関連する委員会に付託することができるものとし、その活用に努めている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」第 8 条》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」(抄)

第 8 条 研究科長は、委員会が行った点検及び評価、学外者による検証並びに法人評価及び認証評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについて、その改善に努めるものとする。

2 研究科長は、改善するための措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、本研究科に設置する他の委員会に検討を付託する。

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

(2) 本法科大学院の授業アンケートの結果については、FD 委員会による集計分析を経て、各教員への通知・法科大学院教員会議への報告、最終的には学生への公表という手続きを行っている。この手続き全体を遵守することによって、授業アンケートの側面においては、本法科大学院の教員以外の者による検証に代わる、実際上の効果を達成している(本評価書Ⅲ第 5 章「教育内容等の改善措置」参照)。

(3) また、平成 19 年度に大学評価・学位授与機構の認証評価(本評価)を受け、本評価のために作成した「自己評価書」について、平成 19 年度実施の新司法試験の結果を併せて、法律実務に携わる者・法律学教育に高い識見を有する者による外部評価を実施した。また、平成 20 年度には同機構による法科大学院認証評価(追評価)を実施した。更に、同 20 年度には自己点検評価を行い、報告書を提出し、外部評価を実施している。外部評価委員は弁護士、他法科大学院長等により構成されている。《資料「外部評価委員名簿(平成 21 年 1 月当時)」》、【解釈指針 11-1-2-1】

資料「外部評価委員名簿(平成 21 年 1 月当時)」

上野 徹 : 株式会社文藝春秋代表取締役社長  
向井 諭 : 弁護士・北海道弁護士会連合会理事長  
村岡 啓一 : 一橋大学教授・一橋大学法科大学院長  
山本 克巳 : 京都大学教授・京都大学法科大学院長

(出典：北海道大学法科大学院[自己点検評価・外部評価報告書](平成 21 年 1 月))

(4) 更に、法学研究科全体の自己点検及び評価の結果については、学外者による検証(外部評価)を受けることとし、平成21年3月に公表した「北海道大学大学院法学研究科・法学部自己点検・評価報告書」について、外部評価を受けている。外部評価委員は弁護士、大学教員等により構成されている。《資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価内規」第2条》、《資料「外部評価委員名簿(平成21年3月当時)」》

資料「北海道大学大学院法学研究科・法学部評価内規」(抄)

第2条 本研究科に、以下の各号に掲げる事項を行うため、北海道大学大学院法学研究科・法学部点検評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(1)～(2) (略)

(3) 評価規程第9条第1項に規定する学外者による検証に関すること。

(4)～(5) (略)

(出典：大学院法学研究科・法学部内規集)

資料「外部評価委員名簿(平成21年3月当時)」

山下友信：東京大学大学院法学政治学研究科教授

杉田 敦：法政大学法学部長

寺島実郎：財団法人日本総合研究所会長、株式会社三井物産戦略研究所会長

三木正俊：三木法律事務所弁護士

(出典：北海道大学大学院法学研究科・法学部〔外部評価報告書〕(平成21年3月))

## 1 1 - 2 情報の公表

**基準 1 1 - 2 - 1**

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 1 1 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、広報活動の一環として、インターネットによる情報発信を重要視しており、ウェブサイトは学内向け、学外向けの様々な情報を含んでおり、それは頻繁に更新されている。

本法科大学院における教育活動等の状況については、毎年度、①法科大学院案内「大志ある法曹をめざして」を刊行し、かつ、②本法科大学院のウェブサイト (<http://www.juris.hokudai.ac.jp/lawschool/>) を開設して、積極的に情報の提供を行っている。本法科大学院の志願者に、入学試験に関連する情報を提供するため、毎年度、③「法科大学院学生募集要項」を刊行している。このほかに、札幌(年2回)において、入試説明会を開催している。《別添資料 54「大志ある法曹をめざして 2012」》、《別添資料 41 北海道大学法科大学院ウェブサイト》、《別添資料 46「平成 24 年度法科大学院学生募集要項」》

具体的には、(1) 設置者、(2) 教育の理念及び目標、(3) 教育上の基本組織、(4) 教員組織、(5) 収容定員及び在籍者数、(6) 入学者選抜、(7) 標準修業年限、(8) 教育課程及び教育方法、(9) 成績評価、進級及び課程の修了、(10) 学費及び奨学金等の学生支援制度、(11) 修了者の進路及び活動状況に関する情報は、毎年度、公表している。【解釈指針 11-2-1-1】

また、全学の大学情報データベース (<http://hecate.general.hokudai.ac.jp/welcome/top-page-jpn.html>) に教員の教育、研究、大学運営、社会貢献活動に関する情報を登録し、本学ウェブサイトにおいて公表している (<http://www.hokudai.ac.jp/>)。兼任教員ないし非常勤講師については、同データベースには登録されていないものの、その任用に当たっては、法科大学院教員会議及び研究科教授会の議を経ており、経歴及び業績についても紹介、討議しており、本法科大学院のウェブサイトの「スタッフ紹介」欄にも経歴及び研究分野等を掲載している。【解釈指針 11-2-1-2】

**基準 11-2-2**

**評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。**

(基準 11-2-2 に係る状況)

(1) 「基準 11-2-1 に係る状況」に指摘した(1)～(11)に関する情報については、随時、法学研究科の事務部である庶務担当及び学事担当が収集・保管に努めている。

(2) 本法科大学院の教育活動等の状況に係る自己点検及び評価として、授業アンケートの実施、学生投書箱の設置、教員相互による授業参観の実施があり、その実施の企画は本法科大学院のFD委員会が担当している。FD委員会は、授業アンケートの実施結果を調査分析した後に、教員への個別の通知及び法科大学院教員会議への報告を行っている。以上の集計分析した資料、通知・報告に関する文書は、前記の職責を負うFD委員会が、収集・保管している。

(3) 上記(1)及び(2)の評価の基礎となる情報については、「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)及び「国立大学法人北海道大学法人文書管理規程」(平成23年4月1日海大達第84号)の規定に則った取扱いがされている。《資料「国立大学法人北海道大学法人文書管理規程」》

資料「国立大学法人北海道大学法人文書管理規程」(抄)

(職員の整理義務)

第11条 職員は、次条及び第13条の規定に従い、次に掲げる整理を行わなければならない。

(1) 作成又は取得した法人文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

(2)～(3) (略)

(保存期間)

第13条 文書管理者は、別表第1に基づき、標準文書保存期間基準を別紙様式第1号により定めなければならない。

2 第11条第1号の保存期間の設定については、標準文書保存期間基準に従い、行うものとする。

(保存期間が満了したときの措置)

第18条 文書管理者は、法人文書ファイル等について、別表第2に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

2～3 (略)

(移管又は廃棄)

第19条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了した法人文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 (略)



(出典：国立大学法人北海道大学規則集)

(4) 上記(1)の「評価の基礎となる情報」は、法学研究科の事務部である庶務担当及び学事担当が保管し、上記(2)の「評価の基礎となる情報」は、本法科大学院のFD委員会が保管している。

(5) 他方、法科大学院生の成績評価に直接影響のある定期試験、レポート等は、各担当教員がその成績評価のために一時的に保管する必要がある。また、学生からの異議申立てに迅速に対応する必要もある。そのため、法科大学院長室がこれらの文書を一括して管理しており、よって、「評価の基礎となる情報」として、本法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書を直轄管理している。また、自己点検及び評価の結果に関する文書も、本法科大学院の教育活動等の改善に活用するため、本法科大学院の運営に関する会議である法科大学院教員会議及び教務委員会、FD委員会をはじめとする各種委員会が随時利用できる状態にしておく必要がある。それゆえ、これらについても法科大学院長室が直轄管理している。【解釈指針11-2-2-1】

また、これらの文書は、評価機関の求めに応じて、速やかに提出できる状態で保管されている。【解釈指針11-2-2-2】

## 2 特長及び課題等

### (1) 特長

自己点検及び評価等に関する本法科大学院の特長は、以下の2点が挙げられる。

#### ① インターネットによる外部への情報発信

本法科大学院では、広報活動の一環として、インターネットによる情報発信を重要視しており、ウェブサイトにより様々な情報を発信している。

#### ② 札幌弁護士会との法科大学院協議会

本法科大学院では、その設立準備段階から、札幌弁護士会と綿密な連携を行っており、本法科大学院運営全体についての援助と助言を受けている。自己点検及び評価等に関してもここで検討と意見交換が実施されている。

### (2) 課題等

自己点検及び評価の結果をフィードバックしていく上で、現在でも法科大学院教員会議、FD委員会、教務委員会等が連携して改善に取り組んでいるが、評価結果を更に利用する余地はないかの検証を行うことも必要であろう。